

秋田県防災・減災・県土強靱化計画



令和8年3月

【 目 次 】

第1章 基本的な考え方	
1 防災・減災・県土強靱化に係る沿革等	1
（1）防災・減災・県土強靱化に係る沿革	1
（2）計画策定の趣旨及び位置づけ	2
2 計画の期間	2
3 計画の策定手順等	2
（1）計画の策定手順	2
（2）計画に反映させる事項	3
4 基本理念	4
5 基本目標	4
6 基本的な方針	5
（1）取組姿勢	5
（2）適切な施策の組合せ	5
（3）効率的な施策の推進	6
（4）地域の特性に応じた施策の推進	6
第2章 防災・減災・県土強靱化の取組における現状と課題（脆弱性評価）	
1 脆弱性評価の枠組み及び手順	7
（1）想定するリスク	7
（2）起きてはならない最悪の事態	9
（3）施策分野	11
（4）評価の実施手順	11
2 脆弱性評価結果	11
第3章 防災・減災・県土強靱化の推進方針等	
1 防災・減災・県土強靱化の推進方針	12
2 重点施策	12
（1）施策の重点化	12
（2）重点施策の選定	12
第4章 計画の推進等	
1 計画の推進	13
2 各種計画との関係	13
別紙「起きてはならない最悪の事態を回避するための施策及び防災・減災・県土強靱化の推進方針等」	15

第1章 基本的な考え方

1 防災・減災・国土強靱化に係る沿革等

(1) 防災・減災・国土強靱化に係る沿革

平成25年12月、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号。以下「法」という。）が公布され、及び施行されました。

法の前文には、法制定の趣旨として「今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である」と規定されています。

また、法第4条において、地方公共団体は、「国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する」と規定されています。

国では、平成26年6月、法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、平成30年12月に基本計画の変更、令和5年6月に法の一部改正及び同年7月の基本計画の変更を経て、令和7年6月、法に基づき「第1次国土強靱化実施中期計画」（以下「中期計画」という。）を策定しました。

県では、平成28年3月に「秋田県防災・減災行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定し、県、市町村等における防災・減災に向けたソフト対策を中心とした事業を推進しました。

また、平成29年3月には、本県の国土強靱化に係る各種計画等の指針となる「秋田県国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）をスタートさせ、大規模災害等に強い地域づくりのためのハード対策を中心とした事業を推進しました。

令和3年度からは、「行動計画」と「地域計画」とを統合し、名称を「秋田県防災・減災・国土強靱化計画」（以下「統合計画」という。）に改め、各種災害へのハード対策及びソフト対策の各事業を一体的に推進しました。

令和8年度からは、同年度を始期とする「秋田県総合計画～秋田再興への第一歩～」（以下「県総合計画」という。）との調和を図り、名称を「秋田県防災・減災・国土強靱化計画」に改めた上、各種災害へのハード対策及びソフト対策の事業について、一層の推進を図ります。

(参考)

時 期	国の動き	県の動き	備 考
平成 25 年	法の公布・施行		
平成 26 年	基本計画の策定		
平成 28 年		行動計画の策定	
平成 29 年		地域計画の策定	第 1 期地域計画
平成 30 年	基本計画の変更		
令和 3 年		統合計画の策定	行動計画と地域計画の 統合 第 2 期地域計画
令和 5 年	法の一部改正、基本 計画の変更		
令和 7 年	中期計画の策定		
令和 8 年		この計画及び県総合 計画の策定	第 3 期地域計画

(2) 計画策定の趣旨及び位置づけ

この計画は、法第 13 条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、本県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものです。

また、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条の規定に基づく「秋田県地域防災計画」の具体的な行動に向けた指針として位置づけています。

2 計画の期間

この計画の期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。なお、基本計画の変更、社会情勢の変化等を踏まえ、随時、改定を実施します。

3 計画の策定手順等

(1) 計画の策定手順

この計画は、国が定めた「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考として、次の手順により策定しました。

STEP 1	【防災・減災・県土強靱化の実現に向けて基本理念等を明確化】 防災・減災・県土強靱化の実現に向けて①「基本理念」、②「基本目標」及び③「基本的な方針」を設定
STEP 2	【起きてはならない最悪の事態、防災・減災・県土強靱化に係る施策分野の設定】 ①「リスク」（大規模自然災害）、②「起きてはならない最悪の事態」及び③防災・減災・県土強靱化に係る「施策分野」を設定
STEP 3	【脆弱性の分析・評価、課題の検討】 リスク（大規模自然災害）を前提として、「起きてはならない最悪の事態」ごとに各施策の脆弱性を分析・評価

STEP 4	【リスクへの対応方策（推進方針）の検討】 「起きてはならない最悪の事態」ごと等の「防災・減災・県土強靱化の推進方針」の検討
STEP 5	【対応方策（推進方針）の重点化】 「起きてはならない最悪の事態」ごとに、重要性、進捗状況等を踏まえ、重点施策を選定

(2) 計画に反映させる事項

この計画には、次に掲げる事項を反映させています。

①県総合計画に掲げる施策とその方向性

県政運営の指針となる最上位の計画である県総合計画に定める政策「防災・減災・県土強靱化」と調和させ、この計画の名称を「秋田県防災・減災・県土強靱化計画」に改称します。

また、県総合計画に定める施策、その方向性等に基づき、この計画の基本目標等を定めます。

②近年の災害等から得た知見

本県において、近年発生した自然災害の中では、令和5年7月の大雨及び令和6年7月の大雨で特に広範囲かつ甚大な被害が生じており、本県の防災・減災に係る発災前から復旧・復興期までの各段階における課題が明らかになりました。

また、全国的にも自然災害が激甚化及び頻発化しており、特に、令和6年能登半島地震においては、半島地域の特性に由来する課題も多く、男鹿半島を有する本県でも同じ課題が起こり得るものです。

その他にも、大規模な火災やインフラの老朽化に伴う事故等が全国的に発生していることを踏まえて、国又は県では、これらの災害や事故から得た知見を基に、次の表に掲げる基本計画等を策定しており、この計画の策定に当たっては、当該基本計画等を参考としています。

計画等の名称	策定主体	概要
基本計画 (令和5年7月28日閣議決定)	国	近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ、国土強靱化の取組の強化を図るため、国土強靱化政策の展開方向における5つの施策の柱（以下「5本柱」という。）などの見直しが行われたもの

中期計画 (令和7年6月6日閣議決定)	国	令和5年6月の法改正を受けて定められた、基本計画に基づく施策の実施に関する中期的な計画であり、国土強靱化政策の展開方向（5本柱）に沿って中期計画の期間内に実施すべき国土強靱化施策の内容及び目標を明らかにするとともに、5か年加速化対策に続く計画として、その推進が特に必要となる施策の内容及びその事業規模を定めたもの
令和5年大雨災害の検証と今後の対応（令和6年6月）	県	県内で発生した令和5年7月の大雨災害で明らかになった課題とその解決に必要な対応などについてとりまとめたもの
令和6年能登半島地震を踏まえた秋田県防災・減災方針 (令和7年3月)	県	令和6年能登半島地震を教訓に、同様の地域である男鹿半島地域等における地震を想定した対応方針を策定したもの

4 基本理念【STEP1-①】

いかなる災害等が発生しても、

- ① 人命の保護を最大限に図り、
- ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持され、
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られ、
- ④ 迅速な復旧復興を可能にする

とともに、この計画の推進を通じて、

- ⑤ 地域の活性化や地域コミュニティの機能強化等が図られる

ことにより、次世代へ強靱な県土と社会経済システムを継承し、もって防災・減災・県土強靱化を実現する。

5 基本目標【STEP1-②】

基本理念の実現に向け、県総合計画に定める政策「防災・減災・県土強靱化」における施策とその方向性を基に、基本目標を次のとおり設定します。

併せて、法第14条の規定に基づく基本計画との調和を保つため、当該基本計画に定める5本柱との対応関係を次のとおり位置づけます。

計画の基本目標	基本計画に定める5本柱
1 県民の生命と財産を守るインフラを強靱化する	・国民の生命と財産を守る防災インフラ（河川・ダム、砂防・治山、海岸等）の整備・管理
2 自助・共助の促進により地域の防災力を強化する	・災害時における事業継続性確保

3 公助の推進により災害への対応力を強化する	をはじめとした官民連携強化 ・地域における防災力の一層の強化（地域力の発揮）
4 デジタル技術を活用する	・デジタル等新技術の活用による 国土強靱化施策の高度化
5 社会経済活動を支えるインフラを強化する	・国民の生命と財産を守る防災インフラ（河川・ダム、砂防・治山、海岸等）の整備・管理 ・経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化
6 持続可能なインフラマネジメントを実現する	

6 基本的な方針【STEP1-③】

本県においては、進学・就職期を中心とする若者の県外流出と少子高齢化・過疎化の進行により、秋田市を除く市町村は、2050年時点で20～39歳の女性人口が2020年時点から半減する、いわゆる「消滅可能性自治体」とみなされています。（令和6年4月、民間有識者で構成する「人口戦略会議」）

防災・減災・国土強靱化を推進する上で、最大の懸案である人口問題に関する各施策とは、当然にして整合性が必要であり、また、地方創生の各施策とは、密接な連携が必要です。

これらを一体的に含有し、社会資本や社会経済システム等を強靱化するとともに、地域の活性化、快適な生活空間・環境の整備、地域コミュニティ機能の強化等を実現するため、基本目標の達成に向け、防災・減災・国土強靱化を次の方針に基づき推進します。

（1）取組姿勢

- ① 従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、あらゆる側面から現状を分析し、取り組む。
- ② 短期的な視点によらず、長期的な視野をもって取り組む。
- ③ 大局的・システムの視点及び限られた財源の最適化の視点を持ち、適正な制度及び規制の在り方を見据えながら取り組む。

（2）適切な施策の組合せ

- ① 災害リスク、地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策の取組と訓練、防災教育等のソフト対策の取組を適切に組み合わせる。
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、行政と民間の適切な連携と役割分担を考慮する。

- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ① 行政に対する県民ニーズの変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、県の財政状況や施策の継続性を踏まえ、施策の重点化を図る。
- ② 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。
- ④ 人命最優先の観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域の活性化や地域コミュニティの機能強化に関する視点を持つとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ② 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講ずる。
- ③ 地域の特性に応じて、自然との共生や環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第2章 防災・減災・県土強靱化の取組における現状と課題（脆弱性評価）

1 脆弱性評価の枠組み及び手順

防災・減災・県土強靱化に関する施策を効果的・効率的に実施するためには、本県の脆弱性を総合的に検討することが必要不可欠です。

このため、本県が直面する大規模自然災害等の様々なリスクを踏まえ、仮に起きれば致命的な影響が生ずると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定し、その事態を回避するために、現状で何が不足しているか、弱点となっているか等を明らかにするため、次の枠組み及び手順により脆弱性評価を行いました。

(1) 想定するリスク【STEP2-①】

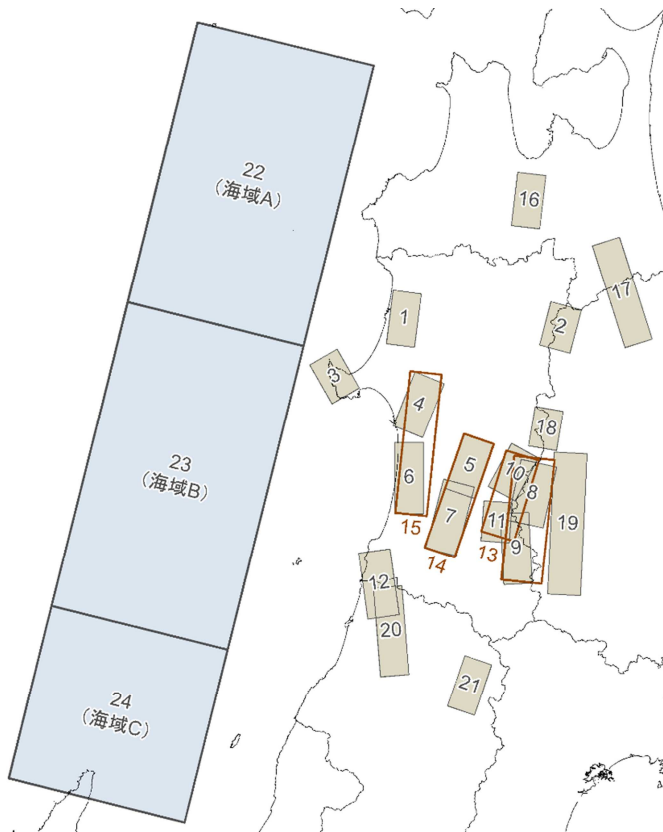
県民生活及び県民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほか、テロ等も含めたあらゆる事態が想定されますが、この計画においては、基本計画と同様、県内で起こり得る大規模自然災害全般を想定して評価を実施しました。

県内で起こり得る具体的な災害は、次の表の左欄に掲げる自然災害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる過去の主な被害状況等を参考として、日本海で発生する大規模地震及び津波、活断層による直下型地震、活火山の噴火、特別警報レベルの大雨による水害及び大規模な土砂災害、特別警報レベルの大雪等が考えられます。

自然災害	過去の主な被害状況等
地震・津波	<p>【過去の主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「日本海中部地震」(M7.7) <ul style="list-style-type: none"> ・昭和58年5月26日発生 ・死者83人（うち79人が地震直後の大津波による） ・負傷者265人、住家全壊・流失1,132棟ほか ○「陸羽地震」(M7.2) <ul style="list-style-type: none"> ・明治29年（1896年）8月31日発生 ・「横手盆地東縁断層帯」の活動により発生 ・死者205人、負傷者736人、潰住家4,738棟 ○「強首地震」(M7.1) <ul style="list-style-type: none"> ・大正3年（1914年）3月15日発生 ・死者94人、負傷者324人、住家の全壊640棟 <p>【秋田県地震被害想定調査（平成25年8月）による想定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○海域A（M7.9程度）日本海中部地震（M7.7）等を参考 ○海域B（M7.9程度）佐渡島北方沖、秋田県沖、山形県沖の地震を想定 ○海域C（M7.5程度）新潟県北部沖、山形県沖の地震を想定 ○海域A+B（M8.5程度） ○海域B+C（M8.3程度） ○海域A+B+C（M8.7程度）

【想定地震の震源域】

【想定地震一覧表】



No.	想定地震	M	設定根拠
1	能代断層帯	7.1	国
2	花輪東断層帯	7.0	国
3	男鹿地震	7.0	過去に発生
4	天長地震	7.2	過去に発生
5	秋田仙北地震震源北方	7.2	県独自
6	北由利断層	7.3	国
7	秋田仙北地震	7.3	過去に発生
8	横手盆地東縁断層帯北部	7.2	国
9	横手盆地東縁断層帯南部	7.3	国
10	真屋山地東縁断層帯北部	7.0	国
11	真屋山地東縁断層帯南部	6.9	国
12	象潟地震	7.3	過去に発生
13	横手盆地 真屋山地連動	8.1	県独自
14	秋田仙北地震震源北方 秋田仙北地震連動	7.7	県独自
15	天長地震 北由利断層連動	7.8	県独自
16	津軽山地西縁断層帯南部	7.1	国
17	折爪断層	7.6	国
18	雫石盆地西縁断層帯	6.9	国
19	北上低地西縁断層帯	7.8	国
20	庄内平野東縁断層帯	7.5	国
21	新庄盆地断層帯	7.1	国
22	海域A(日本海中部を参考)	7.9	過去に発生
23	海域B(佐渡島北方沖,秋田県沖, 山形県沖を参考)	7.9	県独自
24	海域C(新潟県北部沖,山形県沖 を参考)	7.5	過去に発生
25	海域A+B連動	8.5	県独自
26	海域B+C連動	8.3	県独自
27	海域A+B+C連動	8.7	県独自
連動地震			

自然災害	過去の主な被害状況等
火山噴火	<p>【県内6活火山の直近の活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○十和田(小坂町) ……延喜15(915)年噴火 ○八幡平(鹿角市) ……平成8年地震活動 ○秋田駒ヶ岳(仙北市) ……平成15年地震活動 ○秋田焼山(鹿角市、仙北市) ……平成9年水蒸気爆発 ○栗駒山(湯沢市、東成瀬村) ……昭和61年地震活動 ○鳥海山(由利本荘市、にかほ市) ……昭和62年地震活動
風水害・土砂災害	<p>【過去の主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「平成19年9月17日の大雨」(北秋田市、能代市) <ul style="list-style-type: none"> ・死者2人、住家の全壊6棟、床上浸水285棟ほか ○「平成25年8月9日からの大雨」(鹿角市、大館市、仙北市) <ul style="list-style-type: none"> ・死者6人、住家の全壊5棟、床上浸水181棟ほか

	<ul style="list-style-type: none"> ○「平成 29 年 7 月 22 日からの大雨」(大仙市、横手市、秋田市) <ul style="list-style-type: none"> ・住家の全壊 3 棟、半壊 44 棟、床上浸水 608 棟ほか ○「平成 30 年 5 月 18 日からの大雨」(秋田市ほか) <ul style="list-style-type: none"> ・住家の全壊 2 棟、床上浸水 192 棟ほか ○「令和 5 年 7 月 14 日からの大雨」(秋田市ほか) <ul style="list-style-type: none"> ・死者 8 人、住家の全壊 11 棟、床上浸水 720 棟ほか ○「令和 6 年 7 月 24 日からの大雨」(由利本荘市ほか) <ul style="list-style-type: none"> ・死者 2 人、住家の全壊 3 棟、床上浸水 18 棟ほか
雪 害	<p>【過去の主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「昭和 48 年豪雪」(全県域) 昭和 49 年 1～5 月 <ul style="list-style-type: none"> ・死者 13 人、負傷者 29 人、住家全半壊 31 棟、一部損壊 141 棟ほか ○「平成 18 年豪雪」(全県域) 平成 17 年 12 月上旬～平成 18 年 2 月下旬 <ul style="list-style-type: none"> ・死者 24 人、重傷者 7 人、住家一部損壊 500 棟ほか ○平成 25 年度(全県域) 平成 25 年 11 月～平成 26 年 5 月 <ul style="list-style-type: none"> ・死者 17 人、重傷者 70 人、住家一部破損 15 棟ほか ○令和 2 年度(全県域) 令和 2 年 12 月～令和 3 年 3 月 <ul style="list-style-type: none"> ・死者 18 人、重傷者 136 人、住家全壊 5 棟ほか

(2) 起きてはならない最悪の事態【STEP 2-②】

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこと(法第 17 条第 3 項)とされており、基本計画を参考に、積雪寒冷地である本県の地域特性等を考慮して、基本目標の達成の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定しました。

基本目標	起きてはならない最悪の事態
1 県民の生命と財産を守るインフラを強靱化する	1-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下
	1-2 地域交通ネットワークの分断
	1-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	1-4 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
	1-5 大規模津波等による死傷者の発生
	1-6 集中豪雨等による広域的かつ長期的な市街地等の浸水
	1-7 大規模な火山噴火、土砂災害等による死傷者の発生
	1-8 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	1-9 農地、森林等の荒廃による被害の拡大
2 自助・共助の促進により地域の防災力を強化する	2-1 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生
	2-2 防災意識の低さによる死傷者の発生
	2-3 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-4 地域コミュニティの崩壊等による復興等の大幅な遅れ
	2-5 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生(1-4の再掲)
	2-6 集中豪雨等による広域的かつ長期的な市街地等の浸水(1-6の再掲)
3 公助の推進によ	3-1 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
	3-2 液状化による被害の発生

り災害への対応力を強化する	3- 3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
	3- 4	消防、警察等の被災等による救助・救急活動の停滞
	3- 5	多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足
	3- 6	医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺
	3- 7	被災地における感染症等の大規模発生
	3- 8	災害関連死者の発生
	3- 9	災害廃棄物の処理の停滞による復旧の大幅な遅れ
	3-10	人材の不足による復旧・復興の大幅な遅れ
	3-11	行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下 (1-1 の再掲)
	3-12	集中豪雨等による広域的かつ長期的な市街地等の浸水 (1-6 の再掲)
	3-13	大規模な火山噴火、土砂災害等による死傷者の発生 (1-7 の再掲)
	3-14	防災意識の低さによる死傷者の発生 (2-2 の再掲)
	3-15	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 (2-3 の再掲)
4 デジタル技術を活用する	4- 1	上水道等の長期間にわたる機能停止
	4- 2	被災者に対する支援の遅れ・漏れの発生
	4- 3	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 (2-3 の再掲)
	4- 4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生 (3-1 の再掲)
	4- 5	消防、警察等の被災等による救助・救急活動の停滞 (3-4 の再掲)
5 社会経済活動を支えるインフラを強化する	5- 1	電気、石油、ガスの供給機能の停止
	5- 2	石油コンビナート・重要な商業施設の損傷、火災、爆発等
	5- 3	電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止
	5- 4	信号機の全面停止等による重大な交通障害等の発生
	5- 5	サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞
	5- 6	地域交通ネットワークの分断 (1-2 の再掲)
	5- 7	暴風雪及び豪雪による死傷者の発生 (2-1 の再掲)
	5- 8	上水道等の長期間にわたる機能停止 (4-1 の再掲)
6 持続可能なインフラマネジメントを実現する	6- 1	自然公園施設等の豪雨等による被害の拡大
	6- 2	地域交通ネットワークの分断 (1-2 の再掲)
	6- 3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 (1-3 の再掲)
	6- 4	大規模津波等による死傷者の発生 (1-5 の再掲)
	6- 5	集中豪雨等による広域的かつ長期的な市街地等の浸水 (1-6 の再掲)
	6- 6	大規模な火山噴火、土砂災害等による死傷者の発生 (1-7 の再掲)
	6- 7	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生 (1-8 の再掲)

6- 8	農地、森林等の荒廃による被害の拡大	(1-9 の再掲)
6- 9	人材の不足による復旧・復興の大幅な遅れ	(3-10 の再掲)

(3) 施策分野【STEP 2-③】

脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこと（法第 17 条第 4 項）とされており、本県の「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策の分野として、基本計画に定める 1 2 の個別政策分野及び 6 つの横断分野を参考に、次のとおり 6 つの個別施策分野及び 4 つの横断的分野を設定しました。

個別施策分野

- ①行政機能等
- ②住環境・県土保全（インフラ）
- ③保健医療・福祉
- ④環境・農林水産
- ⑤産業・エネルギー・情報通信
- ⑥交通・物流

横断的分野

- ①地域づくり・リスクコミュニケーション
- ②老朽化対策
- ③官民連携
- ④デジタル技術活用

(4) 評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、統合計画に基づき令和 7 年度に実施している施策の現状について、それぞれの達成度や進捗、課題等を整理して、引き続き取り組む施策を設定し、中長期的視点も入れながら新たに施策を追加してこれらの施策の脆弱性を分析し、及び評価しました。

この際、定量的な評価が可能なものについては、数値データを収集し、指標化しました。

2 脆弱性評価結果【STEP 3】

1 (4) の施策に加え、新たに追加する施策にそれぞれ応じた「起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果」は、別紙「起きてはならない最悪の事態を回避するための施策及び防災・減災・県土強靱化の推進方針等」のとおりです。

第3章 防災・減災・県土強靱化の推進方針等

1 防災・減災・県土強靱化の推進方針【STEP4】

第2章の2の「脆弱性評価結果」を踏まえ、今後、防災・減災・県土強靱化の実現に向けて、主に県が取り組むべき「起きてはならない最悪の事態」ごと及び「施策分野」ごとの推進方針及びこれに基づく個別事業は、別紙「起きてはならない最悪の事態を回避するための施策及び防災・減災・県土強靱化の推進方針等」のとおりです。

2 重点施策

(1) 施策の重点化

限られた資源の中で、本県の防災・減災・県土強靱化を効果的に展開するためには、地域特性を踏まえた影響の大きさや緊急度、進捗状況等を考慮して、施策の重点化を図ることが必要です。

本県では、基本計画等を参考に、次のとおり施策重点化の視点を定めました。

①影響の大きさ	当該施策を講じない場合、災害時にどの程度重大な影響を及ぼすか
②緊急度	想定するリスクに照らし、どの程度の緊急性があるか
③進捗状況	指標の目標値や全国平均値に照らし、どの程度進捗しているか

(2) 重点施策の選定【STEP5】

第2章の2の「脆弱性評価結果」及びこの章の2(1)の「施策の重点化」の視点を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」ごとに選定した重点施策には、別紙「起きてはならない最悪の事態を回避するための施策及び防災・減災・県土強靱化の推進方針等」で、「重要業績指標（KPI）」を設定しています。

この計画に掲げる各施策は、個別の整備計画等により実施され、進捗状況等の管理が行われますが、この計画においても、重点施策を中心に「取組内容」と「重要業績指標（KPI）」の両面から進捗管理を行います。

第4章 計画の推進等

1 計画の推進

この計画の推進に当たっては、知事部局、県教育庁及び県警察本部で構成する「秋田県防災・減災・県土強靱化計画策定推進会議」による進捗管理の下、国の関係機関、市町村、民間事業者、団体等と連携して関連施策の着実な推進を図ります。

また、民間ライフライン事業者、団体や有識者で構成する「秋田県防災・減災・県土強靱化計画策定検討会議」から意見を聴取しながら、必要に応じて施策や重要業績指標等の見直し等を行います。

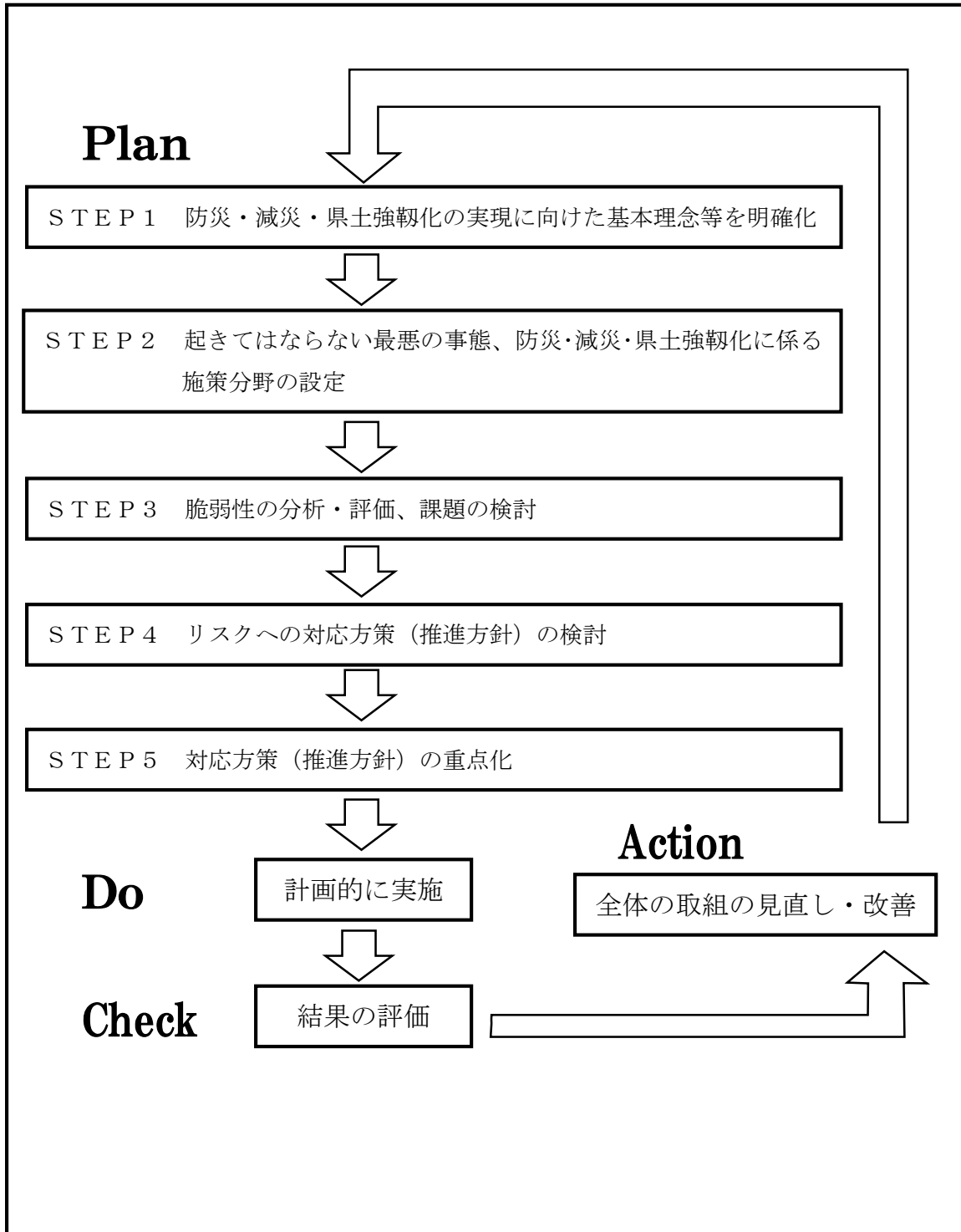
この計画の期間中は、各施策の進捗状況や目標の達成状況の検証を行うなど、PDCAサイクルを繰り返して（次の①→②→③→④→⑤→①…）、不断の見直しを行います（イメージ図は、次ページ参照）。

- ① 防災・減災・県土強靱化の実現に向けて基本理念等を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析
- ② 起きてはならない最悪の事態と影響を分析し、及び評価した上で、目標に照らして脆弱性を特定
- ③ 脆弱性を分析し、及び評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応方策（防災・減災・県土強靱化の推進方針）を検討
- ④ 課題解決のために必要な施策の見直しを行うとともに、対応方策（防災・減災・県土強靱化の推進方針）について、重要施策を選定して計画的に実施
- ⑤ その結果を適正に評価し、全体の取組を見直し・改善

2 各種計画との関係

防災・減災・県土強靱化に関わる各種計画等においては、この計画を指針とし、適時所要の検討を加え、この計画との整合性を図るものとします。

<PDCA サイクルのイメージ>



起きてはならない最悪の事態を回避するための 施策及び防災・減災・県土強靱化の推進方針等

- 1 起きてはならない最悪の事態を回避するための施策及び防災・減災・県土強靱化の推進

方針

- 2 分野ごとの防災・減災・県土強靱化の推進方針
- 3 防災・減災・県土強靱化の推進方針に基づく個別事業

1 起きてはならない最悪の事態を回避するための施策及び防災・減災・県土強靱化の推進方針

【目次】

基本目標 1 県民の生命と財産を守るインフラを強靱化する	3-6 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺……………45
1-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下……………18	3-7 被災地における感染症等の大規模発生……………48
1-2 地域交通ネットワークの分断……………19	3-8 災害関連死者の発生……………49
1-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止……………21	3-9 災害廃棄物の処理の停滞による復旧の大幅な遅れ……………51
1-4 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生……………22	3-10 人材の不足による復旧・復興の大幅な遅れ……………52
1-5 大規模津波等による死傷者の発生……………24	3-11 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下 (1-1の再掲) 54
1-6 集中豪雨等による広域的かつ長期的な市街地等の浸水……………25	3-12 集中豪雨等による広域的かつ長期的な市街地等の浸水 (1-6の再掲) 56
1-7 大規模な火山噴火、土砂災害等による死傷者の発生……………26	3-13 大規模な火山噴火、土砂災害等による死傷者の発生 (1-7の再掲) 58
1-8 たため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生……………27	3-14 防災意識の低さによる死傷者の発生 (2-2の再掲) 60
1-9 農地、森林等の荒廃による被害の拡大……………28	3-15 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 (2-3の再掲) 62
基本目標 2 自助・共助の促進により地域の防災力を強化する	基本目標 4 デジタル技術を活用する
2-1 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生……………29	4-1 上水道等の長期間にわたる機能停止……………65
2-2 防災意識の低さによる死傷者の発生……………30	4-2 被災者に対する支援の遅れ・漏れの発生……………65
2-3 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止……………31	4-3 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 (2-3の再掲) 66
2-4 地域コミュニティの崩壊等による復興等の大幅な遅れ……………31	4-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生 (3-1の再掲) 66
2-5 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生 (1-4の再掲) 32	4-5 消防、警察等の被災等による救助・救急活動の停滞 (3-4の再掲) 67
2-6 集中豪雨等による広域的かつ長期的な市街地等の浸水 (1-6の再掲) 33	
基本目標 3 公助の推進により災害への対応力を強化する	
3-1 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生……………34	
3-2 液状化による被害の発生……………36	
3-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生……………37	
3-4 消防、警察等の被災等による救助・救急活動の停滞……………40	
3-5 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足……………43	

基本目標 5 社会経済活動を支えるインフラを強化する	6-8 農地、森林等の荒廃による被害の拡大 (1-9 の再掲) ……83
5-1 電気、石油、ガスの供給機能の停止 ……68	6-9 人材の不足による復旧・復興の大幅な遅れ (3-10 の再掲) ……84
5-2 石油コンビナート・重要な商業施設の損傷、火災、爆発等 ……70	
5-3 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止 ……71	
5-4 信号機の全面停止等による重大な交通障害等の発生 ……72	
5-5 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞 ……72	
5-6 地域交通ネットワークの分断 (1-2 の再掲) 73	
5-7 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生 (2-1 の再掲) 77	
5-8 上水道等の長期間にわたる機能停止 (4-1 の再掲) 78	
基本目標 6 持続可能なインフラマネジメントを実現する	
6-1 自然公園施設等の豪雨等による被害の拡大 ……79	
6-2 地域交通ネットワークの分断 (1-2 の再掲) 80	
6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 (1-3 の再掲) 81	
6-4 大規模津波等による死傷者の発生 (1-5 の再掲) 82	
6-5 集中豪雨等による広域のかつ長期的な市街地等の浸水 (1-6 の再掲) 82	
6-6 大規模な火山噴火、土砂災害等による死傷者の発生 (1-7 の再掲) 83	
6-7 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生 (1-8 の再掲) 83	

※新規の施策については、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策」欄に次の略称を記載する。

新規
：新規の施策

基本計画
：基本計画

中期計画
：中期計画

R 5 大雨検証
：令和 5 年大雨災害の検証と今後の対応

県防災・減災方針
：令和 6 年能登半島地震を踏まえた秋田県防災・減災方針

※重要業績指標 (KPI) で、「【RO】 → 【R□】 → 【R△】」と設定するものは、原則、「現行指標 → 計画初年度の指標 → 計画最終年度の指標」の推移を示す

(「【R6】 → 【R8】 → 【R12】」の場合、現行令和 6 年度時点、令和 8 年度時点から令和 12 年度時点の指標の推移を示す。) なお、終期が令和 12 年度前の施策に

ついては、現時点で令和 12 年度の指標を設定することができないものであり、今後、毎年の見直しを行う中で、令和 12 年度の目標値を設定するものである。

基本目標 1 県民の生命と財産を守るインフラを強靱化する

起きてはならない最悪の事態

1-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策

脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
<p>①都市公園における広域防災拠点機能の確保</p> <p>都市公園における広域防災拠点機能の確保のため、大規模災害時における一次物資集積拠点、救助活動等の集結場所やベースキャンプの指定について、長寿命化計画に基づき老朽化対策を推進する必要がある。</p> <p>基本計画 中期計画</p>	<p>大規模災害時における一次物資集積拠点、救助活動等の集結場所やベースキャンプの指定について、長寿命化計画に基づき老朽化対策を推進する。</p>	<p>都市公園施設の修繕措置完了率</p> <p>【R6】 57.0% → 【R8】 71.0% → 【R12】 92.0%</p>	建設部
<p>②道の駅における防災拠点機能の確保</p> <p>道の駅における防災拠点機能の確保を図るため、必要な施設の整備及び機能強化を図る必要がある。</p> <p>基本計画 中期計画</p>	<p>地域防災計画に位置づけられた道の駅に対し、大規模災害時等の広域的な支援拠点又は地域の一時避難所として活用可能な施設の整備及び機能強化を推進する。</p>	/	建設部

起きてはならない最悪の事態

1-2 地域交通ネットワークの分断

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策

①道路の防災対策

ア 道路の防災対策については、橋梁の耐震補強や落石、土砂崩落等の危険箇所における道路法面対策などを進めており、災害に強い道路ネットワークを構築するため、道路の防災対策を一層推進する必要がある。

脆弱性評価結果

防災・減災・県土強靱化の推進方針

ア
 ・大規模地震発生時においても緊急輸送道路の機能を確保できるよう、緊急輸送道路上の橋梁について耐震補強を進める。
 ・平時よりパトロールや防災点検等により道路法面や盛土、擁壁等の崩落危険箇所の把握に努め、これらの危険箇所の対策を実施し、着実に道路防災対策を推進する。

重要業績指標 (KPI)

緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率
 【R6】 87.3%
 → 【R8】 86.3%
 → 【R12】 86.5%

所管

建設部

イ 令和6年12月に東北道路啓開計画（秋田県版）を策定しているほか、改正道路法が令和7年4月に施行されており、発災時における道路啓開の実施に向けた体制整備を一層推進する必要がある。

イ 発災時に東北道路啓開計画（秋田県版）に基づき道路啓開を可能とするため、関係者と連携し、定期的に実践的な道路啓開訓練を実施する。

建設部

建設部

②港湾施設の耐震化

災害時において、港湾は背後圏への物資や人員等の供給拠点として重要な役割を担うものであり、耐震強化岸壁の整備を推進し、重要な防災拠点としての港湾の機能強化を図る必要がある。

国と連携して、耐震強化岸壁の整備に向けた取組を進める。

建設部

建設部

基本計画 中期計画
 県防災・減災方針

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
③港湾における業務継続体制の強化 中期計画	県内の重要港湾（秋田港、船川港及び能代港）でBCP（業務継続計画）を策定しており、引き続き業務継続体制の強化を図る必要がある。	重要港湾（秋田港、船川港及び能代港）のBCP（業務継続計画）について、定期的な点検・見直しを行うなどして、業務継続体制の強化を図る。	/	建設部
④官民連携による協働防護計画の作成 新規 中期計画	港湾における気候変動への適応を図るため、重要港湾（秋田港、船川港及び能代港）で官民連携による協働防護計画の作成について、検討する必要がある。	重要港湾（秋田港、船川港及び能代港）で官民連携による協働防護計画の作成について、関係者による情報共有を図り、検討を進める。	/	建設部
⑤他空港との連携 新規 基本計画 中期計画	県内の空港（秋田空港及び大館能代空港）でA2-BCP（業務継続計画）に他空港との連携に関する計画を策定し、引き続き業務継続体制の強化を図る必要がある。	秋田空港及び大館能代空港について他空港との連携をA2-BCP（業務継続計画）に位置づけ、定期的な点検及び見直しを行うなどして、業務継続体制の強化を図る。	他空港との連携を 空港の業務継続計画（A2-BCP）等に位置づけている計画の策定完了率 【R7】 0% → 【R8】 0% → 【R12】 100%	建設部

起きてはならない最悪の事態

1-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
①災害時におけるし尿処理等の協力体制の構築	災害時に、円滑にし尿の収集運搬等の協力が行われるよう関係機関の連携を推進する必要がある。	秋田県環境整備事業協同組合と協定を締結しており、日頃から協定書の確認を行うなど、関係機関の連携を推進する。		生活環境部
②下水道施設の耐震化・耐水化 基本計画 中期計画 県防災・減災方針	ア 地震時においても必要最低限の下水処理機能を確保するため、施設の重要度に応じた優先度を考慮の上、防災を基本としつつ減災を組み合わせた耐震対策を段階的に実施する必要がある。 イ 集中豪雨等による浸水に対して、処理システムの停止等による機能不全を未然に防止するため、浸水のおそれのある処理場及びポンプ場の耐水化を図る必要がある。	ア 現況施設の耐震性能を評価するとともに、耐力不足等により要求性能が確保できないおそれがあると判断される施設については計画的に耐震化を実施する。 イ 集中豪雨等により浸水のおそれのある処理場及びポンプ場については、浸水による下水処理機能の停止などの機能不全が生じないよう、耐水化計画を策定するとともに、同計画に基づき施設の耐水化を実施する。	下水道施設（処理場・ポンプ場）の耐震化率（県） 【R6】 79.6% → 【R8】 80.6% → 【R12】 82.6%	建設部

起きてはならない最悪の事態 1-4 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生					
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策		脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
①市町村による空き家対策 基本計画 中期計画	所有者による適切な管理が行われていない空き家が増加し、衛生上及び景観上の問題のほか、災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などが懸念されることから、市町村による適切かつ円滑な対応を促進する必要がある。	所有者による適切な管理が行われていない空き家が増加し、衛生上及び景観上の問題のほか、災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などが懸念されることから、市町村による適切かつ円滑な対応を促進する必要がある。	空き家対策に関する情報提供や市町村相互での意見交換の場を設けるなど、市町村の空き家対策を支援する。		人口戦略部
②病院の耐震化 基本計画 中期計画	病院入院患者等は、迅速な避難が困難であり、死傷者が発生することから、も高くなると見込まれることから、災害直接死を防ぐため、病院の耐震化の促進を図る必要がある。	病院入院患者等は、迅速な避難が困難であり、死傷者が発生することから、も高くなると見込まれることから、災害直接死を防ぐため、病院の耐震化の促進を図る必要がある。	病院の耐震化の促進を働きかける。	病院の耐震化率 【R7】 85.9% → 【R8】 85.9% → 【R12】 95.0%	健康福祉部
③社会福祉施設等の耐震化 基本計画 中期計画	社会福祉施設等は、自力で避難することが困難な者が多く利用することから、災害直接死を防ぐため、その耐震化を促進する必要がある。	社会福祉施設等は、自力で避難することが困難な者が多く利用することから、災害直接死を防ぐため、その耐震化を促進する必要がある。	未耐震施設の状態や施設設置者の改修計画等を踏まえつつ、補助事業等の活用により、耐震化を促進する。	社会福祉施設等の耐震化率 【R7】 96.4% → 【R8】 96.5% → 【R12】 97.6%	健康福祉部
④公共特定建築物の耐震化	公共特定建築物は、災害時における避難、救護、復旧対策等の災害対応拠点施設として想定され、これらの建築物の耐震化率は、県施設 100% (H30) 及び市町村施設 97.2% (R5) となっており、利用者の安全確保はもとより、災害時の機能確保のため、早急かつ確実な耐震化を推進する必要がある。	公共特定建築物は、災害時における避難、救護、復旧対策等の災害対応拠点施設として想定され、これらの建築物の耐震化率は、県施設 100% (H30) 及び市町村施設 97.2% (R5) となっており、利用者の安全確保はもとより、災害時の機能確保のため、早急かつ確実な耐震化を推進する必要がある。	市町村に対して耐震化の促進を働きかける。		建設部

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
⑤都市基盤の整備 基本計画 中期計画	建築物が密集する市街地等において地震時の避難路確保や火災の延焼防止等を図るため、街路（都市計画道路）整備や市町村による土地区画整理事業等の都市基盤整備を一層推進する必要がある。	新屋土崎線、明田外旭川線等の街路（都市計画道路）整備を推進するとともに、市町村による土地区画整理事業等を促進する。		建設部
⑥指定文化財・史跡の耐震化 基本計画 中期計画	国・県指定文化財（建造物）や史跡（公開施設）の一部に耐震性が不十分なケースが見られることから、見学者の安全を図るため、施設の耐震化や防火設備の整備を推進する必要がある。	市町村や民間所有者に対し、耐震化や防火設備の整備を働きかける。		県教育庁

起きてはならない最悪の事態 1-5 大規模津波等による死傷者の発生				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
①海岸保全施設の整備 基本計画 中期計画	建設海岸の津波、高潮、波浪等による被害の防止及び軽減を図るため、離岸堤や護岸等の海岸保全施設整備を一層推進する必要がある。	防災傾向にある海岸から優先的に離岸堤や護岸等の海岸保全施設整備を推進する。		建設部
②河川管理施設の耐震化 基本計画 中期計画	河川管理施設等について、耐震性能照査を推進し、必要に応じて耐震化等の対策を実施する必要がある。	水門・樋門及び樋管等の河川管理施設の維持管理を適切に行うとともに耐震化に向けた取組を進め、老朽化の著しい施設から耐震化を図る。		建設部
③港湾の津波防災対策 基本計画 中期計画	港湾の津波防災対策を推進するため、最新の津波浸水想定に基づき、港湾における津波避難計画を策定し、避難タワーなどの避難施設の整備を進める必要がある。	最新の津波浸水想定に基づき、津波避難計画により、秋田港における避難タワーなどの避難施設の整備を進める。	港湾の津波避難施設設箇所数 【R7】 3基 → 【R8】 3基 → 【R12】 4基	建設部

起きてはならない最悪の事態 1-6 集中豪雨等による広域的かつ長期的な市街地等の浸水			
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)
①水田貯留（田んぼダム）等の取組の推進 [基本計画] [中期計画]	激甚化・頻発化する豪雨等による下流域での湛水被害を防止・軽減するため、取組を推進する必要がある。	水田貯留（田んぼダム）や農業用ダムの事前放流による洪水調節などを推進する。	農林水産部
②流域治水対策の推進	洪水を安全に流下させるための河道掘削、築堤等に加え、国では洪水を一時的に貯留するダムの整備などの治水対策を実施しているところであるが、近年、気候変動の影響により激甚化・頻発化する水害リスクに備えるため、流域のあらゆる関係者が協働でハード・ソフト一体となった流域治水対策を推進する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・近年河川氾濫等による家屋浸水被害の発生している太平川、三種川、新城川、内山川等について重点的に河川改修を推進する。 ・国や市町村と連携した流域治水対策を推進する。 ・局地的な豪雨による洪水被害や農業用水・生活用水の不足等に対応するため、雄物川をはじめとする国直轄河川の治水対策や、成瀬ダム及び鳥海ダムの早期完成に向けた取組の促進を国へ要望する。 ・短期間で流下能力を向上させる、伐木・河道掘削を推進し、早期の治水安全度の向上を図る。 	県管理河川の整備率 → 【R6】 46.9% → 【R8】 47.1% → 【R12】 47.5%
			建設部

起きてはならない最悪の事態 1-7 大規模な火山噴火、土砂災害等による死傷者の発生				
「起きてはならない最悪の事態」 を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
①避難小屋等の強化 基本計画 中期計画	常時観測火山に設置している避難小屋について、噴石等の衝撃に耐えることができる施設に改修等を実施する必要がある。	常時観測火山に設置している避難小屋のうち、想定火口域から2km以内に位置する木造の避難小屋(秋田駒ヶ岳:1棟、鳥海山:2棟)について、噴石等への衝撃耐力を向上する改修工事を進める。	避難小屋等の改修率 【R7】 25% →【R8】 25% →【R12】 100%	生活環境部
②土砂災害対策施設の整備	本県は土砂災害警戒区域が約8,000箇所を上回るなど、土砂災害が発生しやすい地域特性にあり、未だ整備が必要な箇所を多く抱えている。土石流や崖崩れから人命・財産を保全するため、土石流危険渓流・地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所における対策施設の整備を一層推進する必要がある。	要配慮者利用施設や重要な公共施設などを保全対象とする土石流・急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべりの兆候のある箇所などについて、重点的に対策施設の整備を推進する。	・土砂災害(土石流)対策施設の整備率 【R6】 16.3% →【R8】 16.5% →【R12】 16.9% ・土砂災害(急傾斜地)対策施設の整備率 【R6】 39.5% →【R8】 39.7% →【R12】 40.1%	建設部
③土砂災害警戒区域等の指定 基本計画 中期計画	ハード対策と併せ、ソフト対策も一体となって推進する必要があるが、近年警戒区域外での土砂災害が発生していることから、最新の高精度な地形情報に基づく土砂災害警戒区域の抽出を進めるほか、引き続き市町村による避難警戒体制の整備を促進する必要がある。	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域等の指定について、令和元年度までに県内全箇所の警戒区域の指定を完了しているが、近年警戒区域外での土砂災害が発生していることから、最新の高精度な地形情報に基づく土砂災害警戒区域の抽出を進めるほか、引き続き市町村に対し避難警戒体制の整備を働きかけていく。		建設部

起きてはならない最悪の事態 1-8 たため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
①防災重点農業用ため池における 防災対策工事の推進 [基本計画] [中期計画]	劣化状況や地震・豪雨耐性評価により 改修を要すると判断されたため池について、総合的な防災・減災対策を実施する必要がある。	防災重点農業用ため池について、地震・豪雨耐性評価に基づいた防災対策工事を実施する。	防災対策工事に着手した防災重点農業用ため池数（累積） 【R6】 44箇所 → 【R8】 55箇所 → 【R12】 87箇所	農林水産部

起きてはならない最悪の事態 1-9 農地、森林等の荒廃による被害の拡大				
「起きてはならない最悪の事態」 を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
①農業・農村の多面的機能の確保 基本計画 中期計画	洪水や土砂災害を防止するため、防災面における農業・農村の多面的機能を確保する必要がある。	中山間地域等における農業生産活動や農地・農業用施設の維持・保全活動を促進する。	日本型直接支払実 施面積（多面的機 能・中山間直払） 【R6】 102,284ha → 【R8】 100,000ha → 【R11】 100,600ha	農林水産部
②森林整備 基本計画 中期計画	土砂災害や洪水、雪崩等の防止・緩和を図るため、これらに効果のある森林育成を進める必要がある。	間伐等の整備を推進する。	再造林面積 【R6】 735ha → 【R8】 760ha → 【R11】 790ha	農林水産部
③治山対策 基本計画 中期計画	集中豪雨等の発生頻度の増加により山地災害の発生リスクが高まっているため、当該発生を防止する必要がある。	荒廃森林や荒廃危険地における治山ダム等の整備や、山地災害危険地区の周知を進める。	山地災害防止機能 等が適切に発揮さ れた集落数 (R6⇒R10) 【R6】 982集落 → 【R10】 984集落	農林水産部

基本目標2 自助・共助の促進により地域の防災力を強化する

起きてはならない最悪の事態

2-1 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策

①雪下ろし事故防止対策

基本計画 中期計画

脆弱性評価結果
県では、除排雪作業中の安全対策の徹底について周知を図っているものの、雪下ろし中の事故が発生しているため、市町村等との連携により、事故防止に向けて安全対策の効果的な普及啓発を図る必要がある。

防災・減災・県土強靱化の推進方針

様々な媒体を活用した広報活動など、市町村等と連携し、雪下ろし作業中の事故防止に努める。

重要業績指標 (KPI)

所管

生活環境部

②克雪化住宅の普及啓発

既存住宅の克雪化は、消融雪工事後のランニングコストの負担等により普及が進んでいないが、積雪による倒壊や雪下ろし作業中の事故等の未然防止に効果があるため、その普及啓発を図る必要がある。

市町村や関係団体と連携し、克雪化住宅の普及啓発を図る。

建設部

起きてはならない最悪の事態

2-2 防災意識の低さによる死傷者の発生

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
<p>①自主防災活動の充実・強化</p> <p>基本計画 中期計画</p> <p>R 5 大雨検証 県防災・減災方針</p>	<p>市町村は、自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し、自主防災組織の結成を働きかける必要がある。県内の自主防災組織率は全国平均を下回っており、組織数の拡大と併せて、活動の充実・強化を図る必要がある。</p>	<p>市町村に対し、自主防災組織の結成に向けた取組を働きかける。</p>	<p>自主防災組織の組織率</p> <p>【R6】 72.4%</p> <p>→ 【R8】 73.5%</p> <p>→ 【R12】 74.7%</p>	<p>総務部</p>
<p>②地域の防災・避難訓練の実施</p> <p>基本計画 中期計画</p> <p>R 5 大雨検証 県防災・減災方針</p>	<p>市町村は、地域防災力の強化を図るため、自主防災組織、水防管理団体、ボランティア団体、地域住民等と連携した訓練を実施するとともに、自主防災組織等は、各地域において避難誘導、初期消火、応急救助、避難所の開設・運営等の訓練を実施する必要がある。</p>	<p>市町村は、自主防災組織、水防管理団体、ボランティア団体、地域住民等との連携に留意した訓練を行うとともに、自主防災組織に対し、各地域において避難誘導、初期消火、応急救助、避難行動要支援者の安全確保、避難所の開設・運営等の訓練を実施するよう働きかける。</p>	<p>地域の防災訓練に参加している県民の割合 (県民意識調査)</p> <p>【R7】 10.4%</p> <p>→ 【R8】 11.0%</p> <p>→ 【R12】 15.0%</p>	<p>総務部</p>
<p>③多様な主体が参画する防災訓練の実施</p> <p>基本計画 中期計画</p> <p>R 5 大雨検証 県防災・減災方針</p>	<p>災害発生時に迅速かつ冷静な行動ができるよう、県、市町村、防災関係機関、住民等がとるべき行動を想定した、実践的な防災訓練を計画的に実施する必要がある。</p>	<p>県では、毎年度、「県民防災の日訓練」、「総合防災訓練」及び「県冬期防災訓練」を実施しており、引き続き訓練を実施することで、災害時における市町村、防災関係機関、地域住民等との連携体制の構築を図るとともに、地域住民の災害時の対応能力の向上に努める。</p>	<p>行政主催の防災訓練への参加者数 (地域住民、民間企業等を含む。)</p> <p>【R6】 17,437人</p> <p>→ 【R8】 18,200人</p> <p>→ 【R12】 19,800人</p>	<p>総務部</p>

起きてはならない最悪の事態 2-3 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止			
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)
① 自助による備蓄の促進 基本計画 R5 大雨検証 県防災・減災方針	水・食料等の備蓄（家族人数×3日分）をしている家庭の割合は22.1%（R7 県民意識調査）と低く、県と市町村は、地域住民に対し、3日分の備蓄に向けた普及啓発を進める必要がある。	市町村と連携し、地域住民による3日分の飲料水や食料等の備蓄を働きかける。	家庭で3日分以上の水や食料等を備蓄している県民の割合 【R7】 22.1% → 【R8】 23.7% → 【R12】 30.1%
			総務部

起きてはならない最悪の事態 2-4 地域コミュニティの崩壊等による復興等の大幅な遅れ			
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)
① 自主防災活動の充実・強化 (再掲) 【2-2①】	社会情勢の変化等により減少傾向にある消防団員を確保する必要がある。	消防団員の確保に向けて、市町村と連携した広報活動を行い、消防団に対する理解の促進やイメージアップを図る。	消防団の新規入団者数 【R6】 513人 → 【R8】 576人 → 【R12】 698人
② 消防団への加入促進 基本計画 R5 大雨検証	少子高齢化の進展等により、除排雪作業の支援が必要な高齢者世帯が増加してもしており、地域の除排雪体制の強化に向けた取組が求められている。	地域住民が主体となつて除排雪を行う除排雪団体の立上げを支援するとともに、除排雪団体の活動の継続化を図るため、当該団体の運営を支援するなど、少子高齢化が進む地域の除排雪体制の強化を図る。	除排雪団体数 【R7】 74団体 → 【R8】 85団体 → 【R11】 100団体
③ 除排雪団体の立ち上げ支援 基本計画			総務部 生活環境部

起きてはならない最悪の事態

2-5 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生（1-4の再掲）

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
①家具類の固定など室内安全対策 <u>基本計画</u>	家具類の固定など家庭や事業所における室内安全対策は、揺れから身を守るだけでなく、災害発生後の迅速な避難も可能となることから、県及び市町村は、普及啓発に取り組む必要がある。	家庭や事業所における室内の安全確保のため、家具の固定など、市町村や消防と連携した普及啓発を図る。	災害に備え家具の固定を行っている県民の割合（県民意識調査） 【R7】 19.4% → 【R8】 20.0% → 【R12】 30.0%	総務部
②住宅用火災警報器の設置 <u>基本計画</u>	火災からの逃げ遅れによる死者等の増加を防ぐ必要がある。	市町村や消防本部と連携して、住宅用火災警報器の未設置世帯に対する設置の働きかけや、適切な維持管理（点検・交換）に関する啓発を行う。	/	総務部
③住宅の耐震化 <u>基本計画</u> <u>中期計画</u> <u>県防災・減災方針</u>	災害時の住宅の倒壊による人的被害や火災等を防止し、安全を確保するため、生活の拠点である住宅の耐震化が必要であるが、住宅の耐震化率は85.5% (R5) と推計され、耐震化が遅れている状況であり、取組を推進する必要がある。	住宅の耐震化促進に向けて、市町村との連携により、普及啓発や耐震診断・耐震改修に対する支援を実施する。	住宅の耐震化率 95%（暫定値）	建設部

起きてはならない最悪の事態 2-6 集中豪雨等による広域的かつ長期的な市街地等の浸水（1-6の再掲）			
「起きてはならない最悪の事態」 を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)
①水災補償の普及啓発 新規	近年の県内における大雨災害の頻発・激甚化を踏まえ、公助による生活支援に加え、自助による水災保険の加入を促進する必要がある。	市町村と連携し、広報誌など様々な広報媒体を通じて、水害等に備えた保険加入の促進を県民に働きかける。	火災保険の水災補償付帯率 【R7】 60.1% → 【R8】 59.5% → 【R12】 57.5%
			所管 総務部

基本目標3 公助の推進により災害への対応力を強化する

起きてはならない最悪の事態

3-1 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策

①関係行政機関等による情報共有体制の強化

基本計画 中期計画

R5大雨検証 県防災・減災方針

脆弱性評価結果

ア 災害時には、市町村、消防、警察、気象台など関係機関との情報共有体制が必要不可欠であり、被害の軽減や迅速な応急救助を図るため、今後これら関係機関の連絡体制を強化する必要がある。

イ 災害時には、迅速に被害状況を把握して必要な対応を行うため、秋田県地域防災計画に基づき、防災関係機関が県災害対策本部に参集し、情報の共有を図る必要がある。

ア 県（災害対策本部）と市町村、消防、自衛隊、地域振興局など関係機関との間で、災害関連情報の迅速かつ確実な伝達を図るため、秋田県総合防災情報システムを各関係機関が確実に操作し、及び運用できる体制にする必要がある。

イ 激甚化・頻発化する自然災害事案に対応するため、災害に強く効率的な災害対応に資する情報伝達手段を整備する必要がある。

防災・減災・県土強靱化の推進方針

ア 災害時における市町村、消防、警察、気象台など関係機関との情報共有や連絡体制の強化を図る。

イ 防災訓練等を通じて、県災害対策本部における関係機関との情報収集・共有体制の強化を図る。

ア 定期的に市町村などの関係機関との受信訓練を行うなど、災害時における秋田県総合防災情報システムの確実な運用に努める。

イ 様々な災害関連情報を一元的に分析し、地図上に可視化する等の機能が追加された次期総合防災情報システムを、令和7～8年度に整備し、令和9年度から運用する。

重要業績指標 (KPI)

所管

総務部

総務部

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
<p>③市町村による複数の情報伝達手段の整備等</p> <p>基本計画 中期計画</p>	<p>・市町村による住民への情報伝達手段として、防災行政無線、登録制メール、IP告知放送、エリアメール、コミュニティFM、防災ラジオなど多様化が進められており、大規模災害時における停電等の事態に備え、複数の伝達手段を整備する必要がある。</p> <p>・市町村は、多様な情報伝達手段の確保と併せて、災害種別、発令地域、天候状況、時間帯等を考慮した情報伝達手段の整備、情報伝達手段の多重化、災害情報共有システム（Lアラート）による避難指示等の迅速・確実な伝達、SNS等による効果的な情報伝達等を働きかける。</p> <p>・県では、美の国あきたネットのほか、「秋田県防災ポータルサイト」等のSNSにより災害情報等を提供しており、今後迅速かつ効果的な情報提供に努める必要がある。</p>	<p>・市町村に対し、災害種別、発令地域、天候状況、時間帯等を考慮した情報伝達手段の整備、情報伝達手段の多重化、災害情報共有システム（Lアラート）による避難指示等の迅速・確実な伝達、SNS等による効果的な情報伝達等を働きかける。</p> <p>・美の国あきたネットによる被害情報等の提供のほか、「秋田県防災ポータルサイト」による避難指示等の情報や気象情報等、X（旧ツイッター）等のSNSによる災害情報等の提供など、複数の媒体による効果的な情報発信に努める。</p>		総務部
<p>④へりこぷろテレービシステムによる災害情報の収集</p> <p>基本計画 中期計画</p>	<p>大規模災害発生時には迅速な情報収集と共有を図る必要がある。</p>	<p>秋田県警察へり「やまどり」のへりこぷろテレービシステムによる県災害対策本部室への映像送信を行う。</p>		県警察本部

起きてはならない最悪の事態				
3-2 液状化による被害の発生				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策				
<p>①液状化ハザードマップの作成</p> <p>新規 基本計画 中期計画 県防災・減災方針</p>	<p>脆弱性評価結果</p> <p>住民等に対して液状化に関するリスク情報を提供するため、市町村は、国が作成する「液状化リスクマップ」を基に、液状化の危険度について周知する必要がある。</p>	<p>防災・減災・県土強靱化の推進方針</p> <p>県は、市町村に対し、液状化リスクマップに避難に係る情報等を追記した「液状化ハザードマップ」の作成及び公表を働きかける。</p>	<p>重要業績指標 (KPI)</p>	<p>所管</p> <p>総務部 ・ 建設部</p>

起きてはならない最悪の事態

3-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

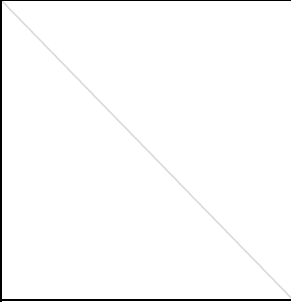
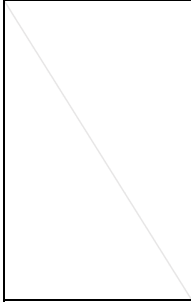
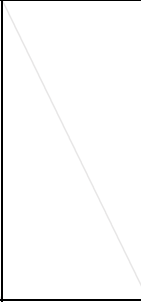
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
①孤立するおそれのある地区の現状把握 基本計画 県防災・減災方針	市町村は、災害による孤立想定地区をあらかじめ地域防災計画に定めるほか、地すべりや雪崩発生危険箇所など、災害危険箇所等の把握に努める必要がある。	市町村に対し、孤立するおそれのある地区や災害危険箇所等の把握及びこれら地区における防災対策の状況(情報通信手段や自家発電設備の整備、避難施設の状況等)等の正確な把握を働きかける。	/	総務部
②自家発電機など電力の確保 基本計画 県防災・減災方針	市町村は、孤立するおそれのある地区における停電の長期化に備える必要がある。	市町村に対し、孤立するおそれがある地区への非常用電源等の配備を働きかける。	/	総務部
③緊急物資の備蓄 基本計画 県防災・減災方針	市町村は、孤立想定地区ごとに、飲料水、給水用品、食料品、生活雑貨、冷暖房器具、燃料、医薬品等の物資の備蓄を進める必要がある。	市町村に対し、孤立想定地区ごとに、飲料水、給水用品、食料品、生活雑貨、冷暖房器具、燃料、医薬品等の物資の備蓄を働きかける。	/	総務部

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
<p>④孤立予防対策</p> <p>基本計画 県防災・減災方針</p>	<p>ア 流域治水対策の推進（再掲）</p> <p>洪水を安全に流下させるための河道掘削、築堤等に加え、国では洪水を一時的に貯留するダムの整備などの治水対策を実施しているところであるが、近年気候変動の影響により激甚化・頻発化する水害リスクに備えるため、流域のあらゆる関係者が協働でハード・ソフト一体となった流域治水対策を推進する必要がある。</p>	<p>防災・減災・県土強靱化の推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 集中豪雨等による洪水被害を防止するため、近年河川氾濫等による家屋浸水被害の発生している太平川、三種川、新城川、内川川等について重点的に河川改修を推進する。 国や市町村と連携した流域治水対策を推進する。 短期間で流下能力を向上させる、伐木・河道掘削を推進し、早期の治水安全度の向上を図る。 	<p>重要業績指標 (KPI)</p> <p>県管理河川の整備率</p> <p>【R6】 46.9%</p> <p>→ 【R8】 47.1%</p> <p>→ 【R12】 47.5%</p>	<p>建設部</p>
<p>イ 土砂災害対策施設の整備（再掲）</p> <p>本県は土砂災害警戒区域が約8,000箇所にあるなど、土砂災害が発生しやすい地域特性にあり、未だ整備が必要な箇所を多く抱えている。土石流や崖崩れから人命・財産を保全するため、土石流危険溪流・地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における対策施設の整備を一層推進する必要がある。</p>	<p>要配慮者利用施設や重要な公共施設などを保全対象とする土石流・急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべりの兆候のある箇所などについて、重点的に対策施設整備を推進する。</p>	<p>重要業績指標 (KPI)</p> <p>土砂災害（土石流）対策施設の整備率</p> <p>【R6】 16.3%</p> <p>→ 【R8】 16.5%</p> <p>→ 【R12】 16.9%</p> <p>・土砂災害（急傾斜地）対策施設の整備率</p> <p>【R6】 39.5%</p> <p>→ 【R8】 39.7%</p> <p>→ 【R12】 40.1%</p>	<p>建設部</p>	

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・国土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
	<p>ウ 道路施設の老朽化対策 平成26年度の道路法改正に伴い、橋梁点検のほか、トンネルやシールド等の道路施設の点検を進めており、長寿命化計画に基づき、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。</p>	<p>橋梁やトンネル、シールド等の道路施設について、定期的に点検を行い、長寿命化修繕計画に基づく老朽化対策を進めていくとともに、予防保全型管理への移行を図る。</p>	<p>橋梁の修繕措置完了率 【R6】 29.4% → 【R8】 33.6% → 【R12】 39.9%</p>	建設部
	<p>エ 道路の防災対策（再掲） 道路の防災対策については、橋梁の耐震補強や落石・土砂崩落等の危険箇所における道路法面対策などを進めており、災害に強い道路ネットワークを構築するため、道路の防災対策を一層推進する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震発生時においても緊急輸送道路の機能を確保できるよう、緊急輸送道路上の橋梁について耐震補強を進める。 平時よりパトロールや防災点検等により道路法面や盛土・擁壁等の崩落危険箇所の把握に努め、これらの危険箇所の対策を実施し、着実に道路防災対策を推進する。 	<p>緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率 【R6】 87.3% → 【R8】 86.3% → 【R12】 86.5%</p>	建設部

起きてはならない最悪の事態

3-4 消防、警察等の被災等による救助・救急活動の停滞

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
①消防施設の機能維持（耐震化、非常用電源の確保） 基本計画 中期計画	消防本部及び消防署施設において、大規模災害発生時の機能維持を可能とするための対策が必要である。	市町村等に対し、消防本部及び消防署施設の耐震化、非常用発電機の設置等の対策を含め、適切な施設管理が図られるよう働きかける。		総務部
②消防施設における燃料の確保	燃料の備蓄のほか、各署の近隣給油スタンドとの優先給油協定の締結等により、災害時における緊急車両等の燃料を確保する必要がある。	各消防本部等に対し、地下タンク等の常設タンク、燃料補給車又は携行缶等の保管により、72時間の非常電源を確保し、通信指令システム等の稼働に支障がないよう対策を促すほか、近隣スタンド等との優先給油協定により緊急車両等の燃料の確保に努めるよう働きかける。		総務部
③消防団への加入促進（再掲） 【2-4②】				
④消防団員の技術力の向上 基本計画 中期計画 県防災・減災方針	県では、地域防災力の中核を担う消防団員の知識・技術の習得や資質向上を図る必要がある。	消防学校において消防団員を対象とした教育訓練を継続して実施する。		総務部
⑤津波災害時の団員の安全確保 基本計画 県防災・減災方針	津波のおそれがある沿岸市町村では、津波災害時に消防団が安全を確保して活動する必要がある。	沿岸市町村に対し、「消防団活動安全管理マニュアル」の遵守について働きかける。		総務部

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
⑥緊急消防援助隊の計画的な整備 <u>基本計画</u>	大規模災害発生時など、被災都道府県内の消防力では対応困難な場合に備え、平時から「緊急消防援助隊」による全国の消防機関相互の援助体制が構築されており、本県でも災害時の効率的な受入体制を整備するとともに、各消防本部において、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備に係る基本的な事項に関する計画」に基づき、計画的な登録等を図る必要がある。	防災・減災・県土強靱化の推進方針 大規模災害時に本県に派遣される緊急消防援助隊の効率的な受入体制を整備するとともに、本県においても、今後想定される首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等で懸念される非常災害にも対応できる緊急消防援助隊の編成を目指して、登録を促進する。	緊急消防援助隊の登録隊数 【R7】 95 隊 → 【R8】 98 隊 → 【R10】 104 隊	総務部
⑦消防防災ヘリコプターの臨時離着陸場の指定 <u>県防災・減災方針</u>	道路の寸断等により、車両による搬送等ができない場合に備えて、消防防災ヘリコプターの臨時離着陸場を指定する必要がある。	消防防災ヘリコプターの臨時離着陸場について、必要に応じて見直し及び追加を実施する。	/	総務部
⑧警察施設の機能維持（耐震化、非常用電源の確保） <u>基本計画</u> <u>中期計画</u>	県警察本部及び警察署は、災害時における警察機能の維持に努める必要がある。	県警察本部及び警察署については全て耐震化済みであり、今後は、整備済みの非常用発電機について、老朽化に伴う更新等を進める。	/	県警察本部
⑨県警察本部・警察署の代替庁舎の確保	県警察本部及び全ての警察署において、災害時の代替庁舎を確保しており、災害時に速やかな機能移転が図られる必要がある。	確保済みの代替庁舎について、機能移転訓練等を実施する。	/	県警察本部

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
⑩警察の業務継続体制の強化	県警察本部及び全ての警察署において、業務継続体制を強化する必要がある。	策定済みの業務継続計画について、随時、点検、見直し等を進める。		県警察本部
⑪警察職員の非常招集システムの確立	大規模災害時における初動態勢の確立を迅速に行う必要がある。	整備済みの「秋田県警察職員緊急参集システム」による参集訓練等により、速やかな災害警備態勢の確立を図る。		県警察本部
⑫訓練による災害救助技術の向上	警察の災害救助技術の向上に努める必要がある。	引き続き、県総合防災訓練や市町村防災訓練への参画、様々な状況下での定期訓練を実施する。		県警察本部
⑬災害対応装備品の充実 基本計画 中期計画	災害対策のため、県警察本部及び各警察署において装備資機材の充実を図る必要がある。	災害対策のため、県警察本部及び各警察署において装備資機材の充実を図る。		県警察本部

起きてはならない最悪の事態

3-5 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
①指定緊急避難場所、指定避難所の指定等 基本計画 県防災・減災方針	指定緊急避難場所、指定避難所の施設の名称、位置、避難経路等について、周知を図る必要がある。	「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」の指定については全ての市町村で実施済みであり、引き続き、市町村に対し、ハザードマップや広報等による指定緊急避難場所及び指定避難所の周知を働きかける。	/	総務部
②帰宅困難者支援に関する協定の締結 基本計画 中期計画	県は、災害発生時の帰宅困難者に対する支援体制を整備する必要がある。	県は、災害発生時に民間事業者が自店舗を「災害時帰宅支援ステーション」として開設し、交通の途絶等により発生する帰宅困難者の受入れや情報提供を行う「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結しており、今後は、必要に応じて締結企業の拡充や新たな支援策の検討を行う。	災害時における帰宅困難者支援に関する協定締結事業者数 随時拡充	総務部
③避難所以外の場所に滞在する被災者への支援 基本計画 R5大雨検証 県防災・減災方針	近年の災害では、ライフラインが途絶した自宅のほか、車中泊やテント泊など、指定された避難所以外の場所に滞在する被災者の把握等が課題となっており、市町村に対し、対応策の周知等を図る必要がある。	指定された避難所以外の場所に滞在する被災者について、避難場所の把握やエコノミークラス症候群の予防方法等の情報提供など、市町村に対して対応策の周知を図る。	/	総務部
④福祉避難所開設・運営マニュアルの策定 基本計画 R5大雨検証 県防災・減災方針	福祉避難所について、必要時の迅速な設置及び円滑な運営を図る必要がある。	福祉避難所設置・運営マニュアル未策定の市町村に対し策定を働きかけ、円滑な福祉避難所の運営を図る。	福祉避難所設置・運営マニュアル策定済み市町村数 【R7】 17市町村 → 【R12】 25市町村	健康福祉部

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
⑤都市公園における避難場所機能の確保 基本計画 中期計画	ア 避難場所に指定されている都市公園について、長寿命化計画に基づく老朽化対策を進める必要がある。 イ 帰宅困難者の多数発生時の混乱を極力回避する必要がある。	ア 秋田市の指定緊急避難場所に指定されている県立中央公園について、長寿命化計画に基づく既存施設の老朽化対策を推進する。 イ 徒歩帰宅者の休憩、情報提供等となる公園緑地の整備を推進する。	都市公園施設の修繕措置完了率 【R6】 57.0% → 【R8】 71.0% → 【R12】 92.0%	建設部
⑥天井落下防止対策の推進 新規 基本計画 中期計画	文部科学省で定めるその他天井(※)の落下防止改修は4箇所が工事未着手であり、児童生徒の安全性の確保や災害時の避難所としての利用を図るため、天井の落下防止対策を推進する必要がある。 ※その他天井：天井高が6mを超える天井又は天井面積が200㎡以上の天井	児童生徒の安全の確保や災害時の避難所としての利用を図るため、学校施設の耐震化と併せて、天井の落下防止対策を推進する。		県教育庁

起きてはならない最悪の事態

3-6 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
①災害拠点病院の耐震化等 基本計画 中期計画 県防災・減災方針	災害時の医療救護活動の拠点となる災害拠点病院の耐震性を確保するとともに、病院の基本的な機能を維持するための発電機の燃料や水、医薬品等を確保し、被災後に早期に機能を回復できるよう業務継続計画を運用する必要がある。	県内13の災害拠点病院について、耐震化は完了しており、発電機の燃料や水、医薬品等を3日以上確保し、業務継続計画に基づき研修・訓練の実施を働きかける。	/	健康福祉部
②災害時における医薬品、医療機器等の供給・確保体制の整備 基本計画	秋田県医薬品卸業協会及び秋田県医療機器販売業協会の協力の下、災害の初動期以降に必要となる医薬品・医療機器の流通備蓄を行う必要がある。	災害拠点病院や調剤薬局等における医薬品等の常用備蓄のほか、今後も、秋田県医薬品卸業協会及び秋田県医療機器販売業協会による災害時の緊急医薬品・医療機器の備蓄・提供に関する委託事業を継続する。	/	健康福祉部
③保健医療福祉調整本部の設置 基本計画 R5大雨検証 県防災・減災方針	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療福祉活動チームの派遣調整や保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行うための設置を行う本部を 設置する必要がある。 本部が保健医療活動の総合調整を行う機能を発揮するためには、災害医療に精通し、県内医療の現状を熟知する災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾン等を配置する必要がある。 	保健医療福祉活動チームの派遣調整や保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行うための設置する保健医療福祉調整本部の体制づくりを進めるため、県総合防災訓練等に「災害医療コーディネーター」や「小児周産期リエゾン」が参画し、保健医療活動の総合調整力の向上を図る。	保健医療福祉調整本部訓練の回数 【R6】 2回 →毎年2回	健康福祉部

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
<p>④災害派遣医療チーム (DMAT) の配置</p> <p>基本計画 中期計画</p> <p>R 5大雨検証 県防災・減災方針</p>	<p>災害現場における医療活動、広域医療搬送、被災地の病院支援等を行う災害派遣医療チーム (DMAT) を、災害拠点病院を中心としたDMAT指定病院に配置を進める必要がある。</p>	<p>防災現場における医療活動、広域医療搬送、被災地の病院支援等を行うDMAT (災害派遣医療チーム) が災害拠点病院を中心としたDMAT指定病院に配置されており、県の出動要請等により、急性期 (災害発生から概ね48時間以内) の救命活動に対応することとしている。引き続き、県内15のDMAT指定病院にそれぞれ複数のチームが配置されるよう、計画的にDMAT隊員を養成する。</p>	<p>日本DMAT隊員数</p> <p>【R7】204人 →毎年200人以上を維持</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>⑤災害派遣精神医療チーム (DPAT) の配置</p> <p>基本計画 中期計画</p> <p>R 5大雨検証</p>	<p>災害時に精神科病院の後方支援や避難者等への心のケアを行う災害派遣精神医療チーム (DPAT) を、旧精神科救急医療圏 (※) ごと (5圏域) に配置する必要がある。</p> <p>※旧精神科救急医療圏とは令和5年度までは、二次医療圏とは別に、精神科病床を有する医療機関を中心に精神科救急医療圏を5圏域 (大館・鹿角・能代・北秋田、秋田周辺、由利本荘・にかほ、県南) として運用しており、これを旧精神科救急医療圏という。ただし、令和6年度から医療圏と併せて精神科救急医療圏も3圏域 (県北、県央、県南) としている。</p>	<p>被災地での精神医療保健活動に従事するDPAT (災害派遣精神医療チーム) が、旧精神科救急医療圏毎 (5圏域) に配置されており、県の出動要請等により、被災地での精神医療保健活動に対応することとしている。引き続き、精神科救急医療圏ごと (5圏域) にチームが配置されるよう、計画的にDPAT隊員を養成する。</p>	<p>DPAT (災害派遣精神医療チーム) チーム数</p> <p>【R7】6チーム →毎年5チーム以上を維持</p>	<p>健康福祉部</p>

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
⑥災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT) の配置 新規 基本計画 中期計画 R5大雨検証	本庁及び保健所に設置される保健医療福祉調整本部の指揮調整機能 を補佐する災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT) の配置を進める必要がある。	DHEATの県外からの受援及び県外への派遣体制の整備のため、計画的に保健所職員等によるDHEAT構成員を養成する。	派遣可能DHEAT班数 派遣必要時2班以上	健康福祉部

起きてはならない最悪の事態

3-7 被災地における感染症等の大規模発生

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
①市町村の健康危機管理能力の向上 基本計画 R5 大雨検証 県防災・減災方針	衛生水準の低下による感染症のまん延を防止するため、市町村、保健所等と連携し、避難所における感染症のまん延防止対策を推進する必要がある。	避難所における感染症の発生・まん延を防止するため、市町村と連携し、定期的な衛生・防疫体制の強化のための研修会等を実施する。	「避難所における感染症まん延防止対策研修会」実施市町村数 毎年 25 市町村	健康福祉部
②平時からの感染症予防対策の強化 基本計画	平時からの感染症の予防対策として、予防接種を促進する必要がある。	被災地での感染症の発生・まん延を防止するため、平時からの予防接種の促進に努めるよう県民に周知する。	/	健康福祉部

起きてはならない最悪の事態

3-8 災害関連死亡者の発生

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策

①避難所における良好な生活環境の整備

基本計画

中期計画

R 5 大雨検証 県防災・減災方針

脆弱性評価結果

ア 市町村は、避難指示等の発令後のスムーズな避難者の受入れと避難所における良好な生活環境を確保するため、平時から取組を行う必要がある。

イ 市町村は、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(内閣府)に基づき、避難所における良好な生活環境を確保する必要がある。

防災・減災・県土強靱化の推進方針

ア 市町村に対し、避難所開設準備から閉鎖までの流れ、避難所運営の体制づくり、避難所運営のルール、要配慮者に優しく女性の視点等に配慮した避難所づくりや感染症対策等に配慮した「避難所開設・運営マニュアル」の策定を働きかけるほか、指定避難所への非常用電源や燃料の備蓄、毛布、冷暖房器具など必要な資機材の整備、プライバシーの保護や男女別トイレの確保など男女双方の視点等に配慮した環境の整備及び感染症対策等に平時から取り組むよう働きかける。

イ 市町村に対し、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(内閣府)に基づき、バリアフリー化、避難者カード(名簿)による食物アレルギー対応など、要配慮者が求める支援情報の把握等に努めるよう働きかける。

重要業績指標(KPI)

△

所管

総務部

②災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣

新規

基本計画

中期計画

R 5 大雨検証 県防災・減災方針

一般避難所等において要配慮者に対する福祉的支援を行うDWAT(災害派遣福祉チーム)が、県の出動要請等により被災地で活動することとしている。引き続き、災害時に継続的に支援できるよう、計画的にDWATのチーム員を養成する。

一般避難所等において要配慮者に対する福祉的支援を行うDWAT(災害派遣福祉チーム)が、県の出動要請等により被災地で活動することとしている。引き続き、災害時に継続的に支援できるよう、計画的にDWATのチーム員を養成する。

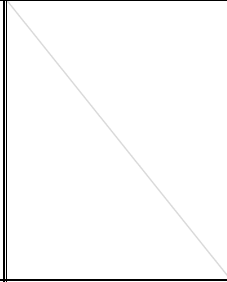
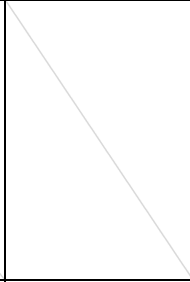
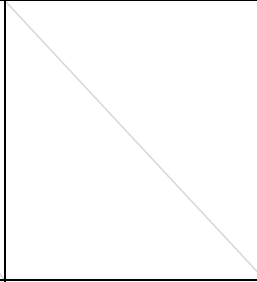
DWATのチーム登録者数
【R7】 178人
→【R8】 200人
→【R12】 320人

健康福祉部

<p>「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策</p>	<p>③避難所等の役割を果たす公立学校施設の耐災害性強化</p> <p>新規 基本計画</p> <p>中期計画</p>	<p>脆弱性評価結果</p>	<p>避難所となる学校施設では、被災した地域住民の受入れ、食事の提供、生活関連物資の配布等、様々な活動が行われるため、必要なスペースや備蓄等を確保するとともに、電気、ガス、水道、情報通信等の機能を保持できるよう、代替手段も含めた対策をあらかじめ講じておく必要がある。また、障害者、高齢者等の特別な配慮が必要な方々のための専用のスペースやバリアフリー化を進めておくことも重要となる。</p>	<p>防災・減災・県土強靱化の推進方針</p>	<p>平時において災害時における学校施設利用計画を定め、避難所として提供できるスペースや受入可能人数、移動動線などをあらかじめ決定しておくとともに、各学校が有している防災機能と不足する機能や備蓄品も具体的に把握する。特に夏季又は冬季の体育館空調設備の整備を計画的に推進する。</p>	<p>重要業績指標 (KPI)</p>		<p>所管</p> <p>県教育庁</p>
----------------------------------	--	----------------	--	-------------------------	---	---------------------	--	-----------------------

起きてはならない最悪の事態

3-9 災害廃棄物の処理の停滞による復旧の大幅な遅れ

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
①災害時における廃棄物処理等の協力体制の構築 基本計画 中期計画 R 5 大雨検証 県防災・減災方針	災害時に、円滑に災害廃棄物処理の協力が行われるよう、関係機関の連携を推進する必要がある。	防災・減災・県土強靱化の推進方針 一般社団法人秋田県産業循環資源協会と協定を締結しており、日頃から協定書の確認を行うなど、関係機関の連携を推進する。		生活環境部
②災害廃棄物の処理体制の整備 基本計画 中期計画 R 5 大雨検証	災害時に、早期の復旧・復興を図るため、その妨げとなる災害廃棄物の円滑な処理を行う必要がある。	災害廃棄物処理計画に基づき、県、市町村等が連携して円滑に処理を行うため、定期的に研修会等を開催するなど、職員等の教育訓練を行う。		生活環境部
③災害時における二次災害防止のための有害廃棄物対策 新規 基本計画 中期計画 県防災・減災方針	有害な災害廃棄物が適正に処理されず、有害廃棄物による二次被害や周辺環境への影響が発生することを防止する必要がある。	災害廃棄物の適正処理のため、災害時の有害廃棄物の分別、処理方法等について、市町村及び廃棄物処理事業者に対して、事前に十分な周知を行う。		生活環境部

起きてはならない最悪の事態

3-10 人材の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策

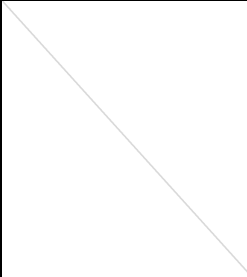
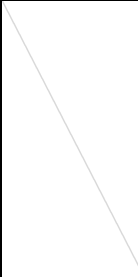
①災害ボランティアセンターの設置・運営	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
<p>大規模災害時に「災害ボランティアセンター」を迅速に設置し、ボランティア活動が行われるようにするため、市町村は、市町村社会福祉協議会等と連携して「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を策定する必要がある。</p> <p>基本計画 中期計画 R 5 大雨検証 県防災・減災方針</p>	<p>災害ボランティアセンターにおいて円滑にボランティア活動の調整を行うため、ボランティア活動をコーディネートする「災害ボランティアコーディネーター」を養成する必要がある。</p>	<p>災害ボランティアセンターの設置・運営に必要な手順等を定めた「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」は全ての市町村で策定済みとなっている。引き続き最新の法改正等に対応した更新や見直しを働きかけていく。</p>	<p>△</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>②災害ボランティアセンターの養成</p> <p>R 5 大雨検証</p>	<p>被災した地域を支援するため、研修や訓練による災害ボランティアの育成や、事前登録制度により災害ボランティアの確保の取組を更に推進する必要がある。</p>	<p>引き続き、秋田県災害福祉支援センターと連携して、災害ボランティアコーディネーター養成研修を推進するとともに、認定済みのコーディネーターを対象としたフォローアップ研修も定期的に実施する。</p>	<p>災害ボランティアコーディネーター養成研修修了者数 (市町村社会福祉協議会における現任者数、累計)</p> <p>【R7】 289人 → 【R8】 300人 → 【R12】 300人</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>③災害ボランティアの確保・育成</p> <p>新規</p>	<p>民間事業者やNPO等が被災した地域で迅速かつ実効的に活動するため、連携体制を構築する必要がある。</p>	<p>秋田県災害福祉支援センターと連携して、研修や訓練を実施するとともに、事前登録制度の広報活動を行い、ボランティアを増やす。</p>	<p>△</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>④災害中間支援組織との連携</p> <p>新規</p> <p>基本計画 中期計画 県防災・減災方針</p>	<p>△</p>	<p>災害中間支援組織を設置する。</p>	<p>県域で災害中間支援組織を設置</p>	<p>総務部 ・ 人口戦略部 ・ 健康福祉部</p>

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
⑤災害対応に不可欠な建設業との連携 基本計画 中期計画 R 5大雨検証 県防災・減災方針	県は、秋田県建設産業団体連合会、一般社団法人秋田県建設業協会等と災害時における応急対策に関する協定を締結し、建設関係団体との協力体制を構築しているところであるが、引き続き建設関係団体との連携を図っていく必要がある。	建設関係団体と災害時における協力体制の構築を図っているところであるが、今後とも、定期的に連絡体制の確認を行うなど、継続的な連携を強化する。		建設部
⑥建設産業の担い手の確保・育成 基本計画 中期計画 R 5大雨検証 県防災・減災方針	ア 災害発生時の迅速な復旧・復興のほか、今後早急な対応が求められるインフラの老朽化対策などを着実に進めるため、担い手となる建設産業従事者の確保・育成が不可欠であるが、若年者の減少と就業者の高齢化の進展により担い手不足が深刻化している。県では、「建設産業における人材確保対策加速化支援事業」等により、建設業団体等が実施する担い手確保・育成の取組を支援しており、関係機関との連携を図りながら、取組を継続する必要がある。【建設部】 イ 建設業就業者の高齢化とともに、若年者など新規就業者の定着が課題となっている。【一般社団法人秋田県建設業協会】	ア 施工時期の平準化、適切な工期設定及び技能者の処遇改善に向けた取組を推進するとともに、建設業団体や教育機関などと連携を図り、若年者等への魅力発信と若手技術者等のキャリアアップの取組への支援に加え、建設産業での女性の活躍や ICT 等の新技術活用による生産性向上に向けた取組を総合的に推進する。【建設部】 イ 建設業の担い手確保の方策を検討するため発足した「秋田県建設産業人材確保・育成事業推進委員会」において、担い手確保の方策や労働環境の改善策等について検討するなど、行政、教育関係機関と連携により取組を推進する。【一般社団法人秋田県建設業協会】	県内建設企業に就職した新規高校・大学等卒業者数 【R6】 170人 → 【R8】 170人 → 【R11】 170人	建設部 ・ 一般社団法人秋田県建設業協会

起きてはならない最悪の事態

3-1-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下（1-1の再掲）

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
① 県の業務継続体制の強化 [基本計画] [中期計画]	大規模災害時における県の業務継続体制を確保するため、災害時の課室ごとの優先業務や職員参集・安否確認方法、執務環境の確保等を定める必要がある。	県は、「大規模災害時における秋田県業務継続計画」を策定し、課室ごとの非常時に優先すべき応急業務及び通常業務を明らかにするとともに、職員の参集や安否確認方法、執務環境の確保等について定めており、引き続き、組織体制の変更等を踏まえ、適宜見直しを行う。		総務部
② 広域防災拠点の整備 [基本計画] [中期計画]	大規模災害時、被災地に応援部隊や物資等を展開・搬送するため、県外からの広域応援や救済物資等を円滑に受け入れる必要がある。	県は、県内各地へのアクセス性や施設の被災の可能性等を考慮し、県北・県東・県南の各地域に、広域応援活動の拠点となる広域防災拠点を指定する。		総務部
③ 後方支援体制の整備 [基本計画] [中期計画]	被災地への速やかな応援のため、県は、広域防災拠点の活用による被災地への後方支援体制を整備しておく必要がある。	県は、広域防災拠点のうち「集結場所・ベースキャンプ」及び「一次物資集積拠点」について、平時から拠点ごとの具体的な利活用策を、所在市町村、施設管理者等と検討し、後方支援体制を整備する。		総務部
④ 県庁舎の耐震性の強化 [基本計画] [中期計画]	本庁舎、議会棟及び総合庁舎は耐震改修済みであり、第二庁舎は昭和56年以降の耐震基準により建設されているため、倒壊し、又は崩壊する危険性は低いものの、非構造部材、設備機器、配管類などについても耐震化を促進し、施設機能の確保を図る必要がある。	本庁舎、第二庁舎、議会棟及び総合庁舎は耐震基準を満たしており、倒壊し、又は崩壊する危険性は低いものの、非構造部材、設備機器、配管類などについても、必要に応じて補修対策及び又は耐震対策を推進する。		出納局

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
⑤執務環境の整備 [基本計画] [中期計画]	什器の倒壊による混乱や職員の受傷を防止するため、日頃から執務室の整理整頓を心がけ、書類等の落下防止や避難通路スペースの確保に努める必要がある。	書類等の落下防止や十分な避難通路スペースの確保ができるよう、職員に対し、執務室の整理及び整頓の徹底を周知する。		出納局
⑥停電時の行政機能の確保 [基本計画] [中期計画]	ア 停電時の行政機能の確保のため、商用電力が途絶した場合に備える必要がある。 イ 大規模水害により地域振興局庁舎が浸水被害を受けた場合に備える必要がある。	ア 庁舎への自家発電装置や蓄電池を設置済みである。また、自家発電装置の燃油残量（3日分）の維持に努める。 イ 執務場所となる代替施設を確保する。		出納局
⑦非常用電源等の確保 [基本計画] [中期計画]	停電時でも最低限の業務が継続できるように備える必要がある。	非常用コンセントから災害対応業務を継続するための情報通信機器等への給電のため、庁舎各フロアに電工ドラム、LANケーブル及び作業灯を常備しており、停電対応訓練等により、これらの使用方法の習熟を図る。		出納局
⑧停電対応訓練の実施 [基本計画] [中期計画]	停電時でも、防災拠点として必要な非常用電源や情報伝達手段を確保する必要がある。	年1回の停電対応訓練の実施により、非常時優先業務を継続するための手順確認と、その習熟を図る。		出納局

起きてはならない最悪の事態

3-1-2 集中豪雨等による広域的かつ長期的な市街地の浸水（1-6の再掲）

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
<p>①洪水ハザードマップの作成</p> <p>基本計画 中期計画</p>	<p>洪水に対する住民等の円滑かつ迅速な避難に資するため、市町村は、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の指定等を踏まえ、想定される被害の範囲や規模、避難場所等について周知する必要がある。</p>	<p>県は、市町村に対し、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域等を踏まえた洪水ハザードマップの作成と、想定される被害の範囲や規模、避難場所等の周知を働きかける。</p>	<p>洪水ハザードマップの作成済み市町村数</p> <p>→ 【R7】 4町村/必要23市町村</p> <p>→ 【R8】 4町村</p> <p>→ 【R12】 23市町村</p>	<p>総務部</p>
<p>②内水ハザードマップの作成</p> <p>新規基本計画 中期計画</p>	<p>内水氾濫に対する住民等の円滑かつ迅速な避難に資するため、市町村は、内水浸水の想定に基づく被害の範囲や規模、避難場所等について周知する必要がある。</p>	<p>県は、市町村に対し、内水浸水の想定に基づく内水ハザードマップの作成と、想定される被害の範囲や規模、避難場所等の周知を働きかける。</p>	<p>内水ハザードマップの作成済み市町村数</p> <p>→ 【R7】 3市町</p> <p>→ 【R8】 3市町</p> <p>→ 【R12】 必要全市町村</p>	<p>総務部</p>
<p>③高潮ハザードマップの作成</p> <p>新規基本計画 中期計画</p>	<p>高潮に対する住民等の円滑かつ迅速な避難に資するため、市町村は、想定最大規模の高潮による高潮浸水想定区域の指定等を踏まえ、想定される被害の範囲や規模、避難場所等について周知する必要がある。</p>	<p>県は、市町村に対し、想定最大規模の高潮による浸水想定区域の指定等を踏まえた高潮ハザードマップの作成と、想定される被害の範囲や規模、避難場所等の周知を働きかける。</p>	<p>高潮ハザードマップの作成済み市町村数</p> <p>→ 【R7】 0市町/必要8市町</p> <p>→ 【R8】 0市町</p> <p>→ 【R12】 8市町</p>	<p>総務部</p>

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
④避難指示等の判断基準等の策定(水害、高潮災害)	市町村は、水害、高潮災害の危険がある場合に迅速かつ適切な避難情報が発令されるため、国のガイドラインを踏まえ、避難指示等の判断基準を含む「避難指示等の判断・伝達マニュアル」(水害、高潮災害)を策定する必要がある。	県は、市町村に対し、避難指示等の発令基準を含む「避難指示等の判断・伝達マニュアル」(水害、高潮災害)の策定を働きかける。	<p>①避難指示等の判断・伝達マニュアル(水害)の策定済み市町村数</p> <p>→ 【R7】 22市町村/必要24市町村</p> <p>→ 【R8】 22市町村</p> <p>→ 【R12】 24市町村</p> <p>②避難指示等の判断・伝達マニュアル(高潮災害)の策定済み市町村数</p> <p>→ 【R7】 7市町/必要8市町</p> <p>→ 【R8】 7市町</p> <p>→ 【R12】 8市町</p>	総務部

起きてはならない最悪の事態

3-1-3 大規模な火山噴火、土砂災害等による死傷者の発生（1-7の再掲）

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
<p>①火山防災協議会による火山災害対策</p> <p>基本計画 中期計画</p>	<p>噴火による人的被害を防ぐため、活動火山対策特別措置法に基づき、国、県、市町村、関係機関、専門家等で構成される「火山防災協議会」を十和田、秋田駒ヶ岳、秋田焼山、栗駒山及び鳥海山の5活火山に設置し、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制等の対策を検討する必要がある。</p>	<p>十和田、秋田駒ヶ岳、秋田焼山、栗駒山及び鳥海山の5活火山に設置されている火山防災協議会において、火山ハザードマップや避難計画の作成等のソフト対策及び防災設備などのハード対策について検討を行い、実効性のある対策を進める。</p>		総務部
<p>②噴火時等の避難計画の策定</p> <p>基本計画 中期計画</p>	<p>噴火による人的被害を防ぐため、火山防災協議会では、それぞれの火山の特性に応じた情報収集・伝達、避難指示等の対象地区、避難体制、避難経路、避難施設などを定めた「避難計画」を策定する必要がある。</p>	<p>十和田火山の中・大規模噴火時における情報収集・伝達、避難指示等の対象地区、避難体制、避難経路、避難施設などを定めた「避難計画」の策定に向けて、十和田火山防災協議会の事務局である青森県と連携しながら取組を進める。なお、策定済みの避難計画については、今後、必要に応じて見直しを実施する。</p>		総務部
<p>③噴火時等の住民、登山客等への情報伝達体制の整備</p> <p>基本計画 中期計画</p>	<p>噴火による人的被害を防ぐため、市町村は、気象庁が観測、監視、評価の結果等に基づき発表する「噴火警報」、「噴火予報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報」について、住民や登山客等が把握しやすい避難小屋や観光施設、宿泊施設等を介して伝達を図るほか、防災行政無線、サイレン、緊急速報メールなど、多様な手段により情報伝達を行う体制を整備する必要がある。</p>	<p>県の総合防災情報システムを通じて市町村に即時に伝達される噴火警報等について、住民や登山客等への効果的な伝達体制の整備や、防災行政無線、サイレン、緊急速報メールなどの多様な情報伝達手段の構築を市町村に働きかける。</p>		総務部

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
④土砂災害ハザードマップの作成 基本計画 中期計画 R5大雨検証	住民等に対して土砂災害に関するリスク情報を提供するため、市町村は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定等を踏まえ、想定される被害の範囲や規模、避難場所等を周知する必要がある。	県は、市町村に対し、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定等を反映した土砂災害ハザードマップの作成と、想定される被害の範囲や規模、避難場所等の周知を働きかける。	/	総務部
⑤避難指示等の判断基準等の策定 (土砂災害)	市町村は、土砂災害の危険がある場合に迅速かつ適切な避難情報の発令を行うため、国のガイドラインを踏まえ、避難指示等の発令基準を含む「避難指示等の判断・伝達マニュアル」(土砂災害)の策定が必要がある。	県は、市町村に対し、避難指示等の発令基準を含む「避難指示等の判断・伝達マニュアル」(土砂災害)の策定を働きかける。	避難指示等の判断・伝達マニュアル (土砂災害)の策定済み市町村数 【R7】 23 市町村/必要 24 市町村 → 【R8】 23 市町村 → 【R12】 24 市町村	総務部

起きてはならない最悪の事態

3-1-4 防災意識の低下による死傷者の発生（2-2の再掲）

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
① 県・市町村の災害対応力の維持・強化 [基本計画] [中期計画]	ア 県・市町村は、災害対策本部の設置・運営や避難対策等の災害対応力の維持・強化を図る必要がある。 イ 市町村は、災害や危機事案が発生した際に、的確に状況を判断し、住民避難等の初動対応等を実施する必要がある。	ア 県・市町村は、継続的に各種の研修等を実施し、災害対応力の維持・強化を図る。 イ 首長等を対象とした研修、セミナー等の開催により、災害対応力の強化を図る。	/	総務部
② 避難行動要支援者名簿の作成・個別避難計画の策定 [基本計画] [中期計画]	市町村は、避難行動要支援者の避難支援体制を整備し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、「避難行動要支援者名簿」の作成及び「個別避難計画」を策定する必要がある。	「避難行動要支援者名簿」の効果的な利用や「個別避難計画」の策定について市町村へ必要な支援を実施する。	/	総務部
③ 防災アドバイザーの派遣等 [基本計画] [中期計画] R 5 大雨検証	県は、災害による被害を予防し、軽減するため、自主防災組織活動の充実強化を図る必要がある。	秋田県防災士会に所属している「防災士」25名（令和7年12月現在）を「秋田県防災アドバイザー」として委嘱し、自治会や自主防災組織へ派遣してこれらの活動への助言等を行うほか、自主防災組織のリーダー等を対象とした研修や優良組織の表彰事業等によって、自主防災組織率の向上を図る。	/	総務部

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
④多様な主体が参画する防災訓練の実施 (再掲) 【2-2③】				
⑤学校における防災教育の充実 基本計画 中期計画	児童生徒が防災意識や自助の重要性を認識し、災害発生時に自らの生命・身体を守る行動ができるようにするため、全ての学校において防災教育の充実を図る必要がある。	関係機関、民間団体等とも連携し、学校における防災教育の充実を図る。また、教職員の防災に関する意識を啓発し、防災教育に関する指導力の向上を図るための研修を実施する。	地域と連携して防災訓練等を実施する学校の割合 【R6】 60.9% → 【R8】 67.0% → 【R11】 70.0%	県教育庁

起きてはならない最悪の事態

3-1-5 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止（2-3の再掲）

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
<p>①共同備蓄物資の整備</p>	<p>発災直後の生命の維持と生活の安定のため、県と市町村は、地域防災計画において、災害発生時に必要となる物資19品目を「共同備蓄品目」として指定し、避難者3万2千人分(3日分)を整備することとしていたが、未達成の市町村が多いことから、取組を促す必要がある。令和7年度には、地域防災計画の改定により、「共同備蓄品目」を22品目としたことから、追加した3品目については、令和11年度までに目標数量の確保に努めるほか、従前の19品目については、速やかに目標数量を確保する必要がある。</p>	<p>市町村に対し、県と市町村の「共同備蓄品目」の目標備蓄量の確保を働きかける。</p>	<p>共同備蓄の目標達成 成市町村数 【R7】 5市町村 →【R8】 12市町村 →【R12】 25市町村</p>	<p>総務部</p>
<p>②民間事業者との物資調達協定の締結 基本計画 中期計画 R5大雨検証 県防災・減災方針</p>	<p>県及び市町村は、災害時に不足する生活必需品を確保する必要がある。</p>	<p>県は必要に応じて、災害時の物資調達に係る協定締結企業の拡充を図るとともに、市町村に対しても、同様に協定の締結を働きかける。</p>	<p>災害時における物資の供給に関する協定の締結(県) 随時拡充</p>	<p>総務部</p>
<p>③新物資システム(B-PLo)の活用 新規基本計画 中期計画</p>	<p>県及び市町村は、発災時に新物資システム(B-PLo)を円滑に活用するため、操作習熟度の向上に努める必要がある。</p>	<p>平時からの操作訓練等を通じて操作の習熟を図るとともに、毎年1回、物資の備蓄の状況を点検し、登録内容を更新する。</p>	<p>登録内容を毎年更新する市町村数 25市町村</p>	<p>総務部</p>

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
④避難所への備蓄の促進 基本計画 中期計画 県防災・減災方針 R5大雨検証	市町村は、災害発生時の被災者への迅速かつ確実な物資の提供を図るため、事前に備える必要がある。	市町村に対し、あらかじめ避難所となる施設への備蓄を働きかける。		総務部
⑤物流事業者との物資輸送・保管協定の締結	災害時の物資の輸送、保管、仕分け等を円滑に行うため、県及び市町村は、それぞれ物流事業者に協力を要請できる協定を締結する必要がある。	県では、(公社)秋田県トラック協会及び(公社)秋田県倉庫協会と「災害時における緊急・救援物資輸送等及び物資の保管等に関する協定」(平成25年12月)を締結しているほか、東北港運協会と「災害時における救援活動に関する協定」(平成30年3月)を締結しており、発災初期の連絡方法や停電時の対応など、具体の課題について協議等を行うことで、災害物流の実効性を高める取組を進めるとともに、市町村に対しても、同様の協定の締結を働きかける。		総務部
⑥物資集積拠点の指定	県及び市町村は、地域防災計画において、救援物資が必要となる大規模災害時には、物資の受入れ、仕分け、保管、出庫等を行う物資集積拠点をそれぞれ開設することとしており、被災地へ円滑に物資を搬送するため、県は一次物資集積拠点、市町村は二次物資集積拠点の候補施設をあらかじめ指定しておく必要がある。	・県は、一次物資集積拠点として県内6施設を指定している。市町村に対して、救援物資の受入れ、仕分け、保管、出庫等を行う二次物資集積拠点の指定を働きかける。 ・「災害に強い物流システムの構築に関する東北地区連絡会」等を通じて、東北運輸局、(公社)秋田県トラック協会、(公社)秋田県倉庫協会、東北港運協会等と、一次物資集積拠点の民間候補施設について情報共有を図る。		総務部

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
⑦物資の輸送、保管、仕分け等に関するマニュアルの策定・運用	災害時における救援物資の調達・輸送・供給に関わる業務は、災害の混乱期に多くの関係機関と緊密な連携が必要となることから、あらかじめ各関係機関の役割分担や業務の流れ、連絡調整に必要な共通様式等を整備する必要がある。県では、「大規模災害時における救援物資の調達・輸送・供給マニュアル」(H26.3策定、H31.4修正)を策定しており、今後は、本マニュアルに基づく輸送訓練など、実効性を高める取組を進める必要がある。	県が策定している「大規模災害時における救援物資の調達・輸送・供給マニュアル」(H26.3策定、H31.4修正)を活用した物資輸送訓練や、「災害に強い物流システム」の構築に関する東北地区連絡会」による関係機関との協議結果を踏まえて、マニュアルの改善を図る。		総務部
⑧国、他都道府県等との物資応援体制の構築 基本計画 中期計画 R5大雨検証 県防災・減災方針	大規模災害時には、備蓄物資や協定締結事業者からの提供物資のほか、全国知事会の「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」による他都道府県からの物資提供や、国からのプッシュ型支援による大量物資の輸送が想定されるため、これらの支援に対応できるよう受入体制を準備する必要がある。	県外からの救援物資を効率的に避難所に供給する仕組みづくりなど災害時物流体制の再検討を行う。		総務部
⑨都市公園における広域防災拠点機能の確保 (再掲) 【1-1①】				

基本目標4 デジタル技術を活用する

起きてはならない最悪の事態

4-1 上水道等の長期間にわたる機能停止

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策

①デジタル技術を活用した上水道の管理

新規

基本計画

中期計画

脆弱性評価結果

水道施設の老朽化や人手不足等の課題を解決するため、施設の点検や維持管理等のデジタル化を進めていく必要がある。

防災・減災・県土強靱化の推進方針

水道事業者である市町村において、AIやIoT、人工衛星などの技術を用いて施設の点検や維持管理等を行うことにより、水道施設の老朽化や人手不足等の課題を解決し、安定的な水の供給を確保する。

重要業績指標
(KPI)

所管
生活環境部

起きてはならない最悪の事態

4-2 被災者に対する支援の遅れ・漏れの発生

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策

①デジタル技術を活用した避難所開設訓練の実施

新規

脆弱性評価結果

大規模災害発生時には、行政機能の低下が発生した状況下においても、円滑な避難所運営を実施する必要がある。

防災・減災・県土強靱化の推進方針

避難所運営業務における災害対応力強化のため、デジタル技術を活用した避難所開設訓練を実施する。

重要業績指標
(KPI)

所管
総務部

②デジタル技術を活用した住家被害認定調査研修の実施

新規

R5大雨検証

市町村は、速やかな被災者生活再建支援を実現するため、迅速かつ的確な住家被害認定調査を実施する必要がある。

住家被害認定調査業務における災害対応力強化のため、デジタル技術を活用した実務研修を実施する。

研修受講者数

→【R7】0人

→【R8】60人

→【R12】300人

所管
総務部

起きてはならない最悪の事態			
4-3 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止（2-3の再掲）			
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標（KPI）
①新物資システム（B-PLo）の活用（再掲）【3-15③】			
所管			

起きてはならない最悪の事態			
4-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生（3-1の再掲）			
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標（KPI）
①秋田県総合防災情報システムによる迅速かつ確実な情報伝達体制の強化（再掲）【3-1②】			
②へリコプターテレビシステムによる災害情報の収集（再掲）【3-1④】			
③デジタル技術を活用した河川水位等の観測・情報提供体制の強化	県では、「秋田県河川砂防情報システム」により、河川・ダムの水位や土砂災害危険度等の情報をインターネットで公開していることに加え、あきた河川メールや秋田県公式LINEと連携した情報提供も実施している。今後は、サービスの普及促進に努めるほか、老朽化の進んだ測定施設や機器の改良、更新等を計画的に進める必要がある。	・河川・ダムの水位や土砂災害危険度等の情報を担う「秋田県河川砂防情報システム」について、測定施設や機器の改良、更新等を計画的に進め、市町村や県民等へ適切に情報提供できる体制の構築に努める。 ・あきた河川メールや秋田県公式LINEと連携した情報提供サービスの普及促進に努める。	河川情報通知サービスの受信者数 【R6】 3,173人 →【R8】 4,130人 →【R11】 6,280人
新規基本計画 中期計画			建設部

起きてはならない最悪の事態 4-5 消防、警察等の被災等による救助・救急活動の停滞（3-4の再掲）				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標（KPI）	所管
①消防分野におけるデジタル等新技術の導入による災害対応力の向上 新規 基本計画 中期計画 県防災・減災方針	災害対応力の向上に向けて消防活動の省力化・効率化を図るため、デジタル等新技術の導入を進める必要がある。	消防指令システムの高度化や全県域の共同運用の実現、緊急消防援助隊のうち特に整備が必要な車両・資機材の導入、風水害対応などを想定した消防団の資機材整備等を推進する。		総務部

基本目標5 社会経済活動を支えるインフラを強化する

起きてはならない最悪の事態

5-1 電気、石油、ガスの供給機能の停止

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策

①災害時における石油類燃料の確保

基本計画 中期計画
県防災・減災方針

脆弱性評価結果

ア 県は、災害時の緊急通行車両や避難所等に必要となる石油類燃料の確保のため、その調達・供給について、必要な協定の締結を行う必要がある。

イ 県は、災害時に県内重要施設へ石油元売会社から直接燃料供給を行えるようにするため、必要な協定の締結を行う必要がある。

防災・減災・県土強靱化の推進方針

ア 県は、秋田県石油商業協同組合及び秋田県石油商業組合と「災害時における石油燃料の供給に関する協定」（平成21年3月）を締結しており、引き続き、両組合と連携を図っていくほか、市町村に対しても、各地域において災害時における優先給油確保の手段を講ずるよう働きかける。

イ 県は、石油連盟と「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」（平成26年3月）を締結しており、災害時に石油元売会社から直接燃料供給を受け際に必要な施設情報等を事前に提供している。引き続き、必要に応じて施設情報等の拡充を図るほか、災害時を想定した緊急要請発出訓練を定期的に行うなど、平時からの連携体制の強化を図る。

②電力施設・設備の強化

基本計画 中期計画
県防災・減災方針

東北電力ネットワーク（株）秋田支社では、水害、風害、塩害、雪害、地震等の各自然災害による停電を防止するため、変電設備、送配電設備、通信設備等に関する技術基準等に適合した設備設計とすることに加え、定期的な巡視、点検など保守業務にも万全を期す必要がある。

引き続き、自然災害で得た知見等を設備構築に反映させるなど、常に災害に強い設備づくりに取り組んでいくとともに、災害発生時における復旧要員や復旧資材等の確保、災害対策訓練の更なる充実に努める。

重要業績指標 (KPI)

所管

総務部

東北電力ネットワーク株式会社秋田支社

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
③ガス供給施設・設備の強化 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">基本計画</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">中期計画</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">県防災・減災方針</div>	東部瓦斯(株)秋田支社では、地震発生時のガス漏れなどの緊急事態に迅速かつ適切な保安措置がとれるよう、24時間365日の緊急出動体制を整えている。また、法令基準等に基づくガス供給設備の整備に加え、老朽化設備の計画的更新や、耐震性・耐久性に優れたガス導管の導入を推進し、供給設備の更なる強靱化を目指す。	引き続き、ガス供給設備の強靱化を推進するとともに、大規模自然災害発生時には速やかに「災害対策本部」を設置し、情報の収集・集約を行い、状況に応じた的確な対応を図る。災害時において二次災害の防止を最優先とし、やむを得ずガスの供給を停止する場合には、供給区域をブロック単位で管理することで、供給停止の範囲を最小限に抑えるとともに、早期復旧を目指す。復旧に当たっては、県、市町村、消防機関等との連携を一層強化し、一般社団法人日本ガス協会を中心とした全国のガス事業者との応援体制を活用することで、効率的かつ安全な作業の遂行を図る。		東部瓦斯株式会社 秋田支社

起きてはならない最悪の事態 5-2 石油コンビナート・重要な商業施設の損傷、火災、爆発等			
「起きてはならない最悪の事態」 を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)
①石油コンビナート防災計画の推進 基本計画 中期計画	国のコンビナート防災アセスメント指針や県津波浸水想定公表を踏まえ、災害の未然防止と発生災害の拡大防止を定めた「秋田県石油コンビナート等防災計画」を推進する必要がある。	国のコンビナート防災アセスメント指針や県津波浸水想定公表を踏まえ、「秋田県石油コンビナート等防災計画」に基づき、関係機関と連携して一体的な防災体制の整備を図る。	総務部
②石油コンビナート防災訓練の実施 基本計画 中期計画	県は、石油コンビナート等防災計画に基づき、防災関係機関や特定事業所等による石油コンビナート防災訓練を定期的の実施する必要がある。	県は、石油コンビナート防災訓練（年1回）の実施により、災害時の初動対応、緊急点検、消火放水、避難等の必要な措置の習熟を図る。	総務部
③化学消火剤貯蔵タンクの整備 基本計画 中期計画	県は、石油コンビナート災害の拡大防止のため、石油コンビナート等特別防災区域（秋田市飯島、男鹿市船川）に、化学消火剤貯蔵タンクを整備する必要がある。	県は、石油コンビナート等特別防災区域（秋田市飯島、男鹿市船川）に設置している化学消火剤貯蔵タンクについて、必要に応じて修繕等を実施する。	総務部

起きてはならない最悪の事態 5-3 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止			
「起きてはならない最悪の事態」 を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)
①電話施設・設備の強化 基本計画 中期計画 県防災・減災方針	NTT東日本(秋田支店)では、地震、火災、風水害等に強い設備づくり、通信伝送路の複数ルート化やループ化を行うとともに、移動電源車やポータブル衛星等の災害対策機器を配備し、災害等の不測の事態に備えている。また、災害時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、無料利用できる災害時用公衆電話(特設公衆電話)の事前配備を市町村と連携して進めている。	防災・減災・県土強靱化の推進方針 通信の途絶を防止するため、引き続き、電気通信設備や建物、鉄塔などの信頼性向上に取り組むほか、災害発生時に迅速な復旧を図るため、災害対策機器及び車両の配備や資機材の確保に努める。	NTT東日本株式会社 秋田支店
②携帯電話設備の信頼性向上 基本計画 中期計画 県防災・減災方針	NTTドコモでは、システムとして信頼性向上として大ゾーン基地局・中ゾーン基地局の設置や、通信設備の耐震補強、予備電源の強化、伝送路の多ルート化及び通信設備の二重化など通信網の整備を行っている。また、重要通信の確保のため、防災機関などに対する災害時優先電話制度、効果的なネットワークコントロール及び自治体等への携帯電話や衛星携帯電話の貸出しを行っている。	通信の途絶を防止するため、引き続き、通信システムの高信頼化に取り組むほか、災害発生時には通信サービスの早期復旧を図るため、移動基地局車両や移動電源車の配備、被災時の措置マニュアルの策定や防災訓練の実施に努める。	株式会社NTTドコモ 東北支店 秋田支店

起きてはならない最悪の事態			
5-4 信号機の全面停止等による重大な交通障害等の発生			
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)
① 停電時の信号機滅灯対策 [基本計画] [中期計画]	災害発生による道路交通の混乱防止を図るため、停電時の信号機滅灯対策を進める必要がある。	災害発生時の停電に起因する道路交通の混乱を防止するため、据え置き型の信号機予備電源付加装置の整備を進める。予備電源がない場所については、可搬型発動発電機を活用して信号機に電源を供給し、交通の安全と円滑を確保する。	電池式信号機電源付加装置の整備台数 → 【R7】 115基 → 【R8】 115基 → 【R12】 151基
			所管 県警察本部

起きてはならない最悪の事態			
5-5 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞			
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)
① 企業における業務継続体制の強化 [基本計画] [中期計画]	県内企業のBCP（業務継続計画）の策定を促進するため、計画の必要性について普及啓発するなど計画策定を支援する必要がある。	防災・減災・県土強靱化の推進方針 BCP（業務継続計画）策定の専門的ノウハウを有する保険会社等の民間企業との連携を図り、県内企業のBCP策定を促進する。	/
			所管 産業労働部

起きてはならない最悪の事態

5-6 地域交通ネットワークの分断（1-2の再掲）

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策

	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
①第三セクター鉄道の施設整備	秋田内陸縦貫鉄道と由利高原鉄道は、平時における地域交通の確保のほか、災害時における人・物資の輸送など応急救助対策にも有用であり、特に並行する国道等との一体的な整備が必要である。鉄道軌道安全輸送設備等整備事業等を活用した整備を行っているものの、整備費用の確保が課題となっている。	秋田内陸縦貫鉄道と由利高原鉄道は、平時における地域交通の確保のほか、災害時における人・物資の輸送など応急救助対策にも有用であり、特に並行する国道等との一体的な整備が必要であるため、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業等を活用した整備を実施する。		観光文化スポーツ部
②鉄道施設・設備の強化 基本計画 中期計画	JR東日本では、災害に伴う被害が予想される橋梁、盛土、トンネル等の定期的な検査を行い、必要に応じて補強、取替え等の対策を実施することとしている。また、平時から、災害時を想定した警戒態勢の確立、非常参集等の防災訓練の実施、災害時に必要な資機材の整備等に努めている。【東日本旅客鉄道(株)】	引き続き、鉄道施設の維持管理、補強等を行うほか、災害発生時に迅速な復旧を図るため、非常参集等の防災訓練や必要な資機材の確保に努める。【東日本旅客鉄道(株)】		東日本旅客鉄道株式会社 観光文化スポーツ部
イ 秋田新幹線は秋田県と首都圏等とを結ぶ交通の大動脈であり、太平洋側と日本海側を結ぶ交通インフラとして重要な役割を担っているが、急峻な奥羽山脈を横断するため、豪雨・豪雪や強風等の自然災害によって安定運行や定時性の確保に支障を来すリスクを抱えている。【東日本旅客鉄道(株)、観光文化スポーツ部】	秋田新幹線「新仙岩トンネル(仮称)」整備実現に向け、JR東日本と秋田県が令和3年7月26日に締結した覚書に基づき合同で実施した地質調査結果を踏まえ、引き続き事業スキーム確定に向けた検討を進めるほか、財政的支援を得るための国への働きかけ等に連携して取り組む。【東日本旅客鉄道(株)、観光文化スポーツ部】	秋田新幹線「新仙岩トンネル(仮称)」整備実現に向け、JR東日本と秋田県が令和3年7月26日に締結した覚書に基づき合同で実施した地質調査結果を踏まえ、引き続き事業スキーム確定に向けた検討を進めるほか、財政的支援を得るための国への働きかけ等に連携して取り組む。【東日本旅客鉄道(株)、観光文化スポーツ部】		東日本旅客鉄道株式会社 観光文化スポーツ部

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
③防災拠点漁港の耐震化 基本計画 中期計画 県防災・減災方針	災害時に海路から緊急支援物資等を輸送する防災拠点漁港に指定されている金浦漁港について、L2地震動に対応した耐震強化岸壁が確保されるところともに、災害発生時には、迅速な対応を図る必要がある。	防災・減災・県土強靱化の推進方針 金浦漁港において、防災訓練の実施や必要な資機材の確保に努める。		農林水産部
④流通拠点漁港におけるBCPの策定 基本計画 中期計画	大規模な災害が発生しても、水産物の生産・流通の早期の復旧により、水産業を核とした地域経済への影響を抑える必要がある。	大規模な災害が発生しても、水産物の生産・流通の早期の復旧により、水産業を核とした地域経済への影響を抑えるため、BCPの策定及び運用を推進する。		農林水産部

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
<p>⑤高速道路、幹線道路等の整備</p> <p>【基本計画】 【中期計画】</p>	<p>ア 県内の高速道路の供用率は約92% (R6) と整備が進んできているが、まだ3箇所のみッシンググリントが存在しており、国や市町村等と連携して、高速道路、幹線道路等の整備を一層推進する必要がある。</p> <p>イ 秋田自動車道について、岩手県境付近が暫定2車線と脆弱であり、大規模災害時に物資輸送や災害対応支援等で重要な役割を果たす日本海側と太平洋側を結ぶ横軸の機能強化を図る必要がある。</p> <p>ウ 災害時に重要な役割を担う緊急輸送道路や避難路等の整備推進、高速道路、防災拠点等へのアクセス機能の強化を図る必要がある。</p> <p>エ あらゆる災害に対してリダンダンシー機能も考慮した災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。</p>	<p>ア 県内高速道路の早期全線開通に向け、日本海沿岸東北自動車道「二ツ井今泉道路」、「遊佐象潟道路」、東北中央自動車道「真室川雄勝道路」等の早期完成を国に強く働きかける。</p> <p>イ 災害発生時における、日本海側と太平洋側の相互補完機能確保を支える重要な横軸である、秋田自動車道「大曲～北上」間の4車線化に向けた取組を推進する。</p> <p>ウ 高速道路を補完する幹線道路網として、国施行による国道7号「秋田南拡幅」、国道13号「河辺拡幅」、「横手北道路」、国道46号「盛岡秋田道路（生保内・卒田間）」及び国道105号「大覚野峠防災」の整備促進を図るとともに、県管理道路については、「秋田港アクセス道路」、国道107号「本荘道路」、横手大森大内線「三本柳工区」などの整備を推進し、災害時の速やかな救助救急活動・物資輸送等に資する高速道路インターチェンジや、防災拠点へのアクセス道路等の機能強化整備を重点的に進める。</p> <p>エ 道路整備に当たっては、災害時における孤立予防やリダンダンシー機能の確保の観点も考慮しながら、災害に強い道路ネットワークの構築を図る。</p>	<p>県内高速道路の供用率</p> <p>【R6】 91.6% → 【R8】 96.4% → 【R12】 96.4%</p>	建設部

<p>「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策</p>	<p>⑥交通監視カメラの整備</p>	<p>脆弱性評価結果</p>	<p>防災・減災・県土強靱化の推進方針</p>	<p>重要業績指標 (KPI)</p>	<p>所管 県警察本部</p>
<p>⑥交通監視カメラの整備</p> <p>新規 基本計画</p>	<p>大規模地震発生時においても安全かつ円滑な交通を確保するため、発災後の緊急輸送道路の渋滞等を把握し、的確かつ迅速な交通規制を実施する必要がある。</p>	<p>計画的に交通監視カメラを整備する。</p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>

起きてはならない最悪の事態

5-7 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生（2-1の再掲）

重要業績指標 (KPI)	防災・減災・県土強靱化の推進方針	脆弱性評価結果	「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	所管
	<p>ア 国・県・市町村の各道路管理者が相互に連携し、それぞれの除雪計画の策定や効率的な除雪に取り組んでおり、今後、計画的に除雪機械の整備、更新等を進める。</p> <p>イ 雪崩や地吹雪の発生危険箇所に雪崩予防柵、防雪柵等を整備するとともに、老朽化の著しい既存施設の計画的な更新を進め、道路の雪害対策を推進する。</p>	<p>ア 冬期の円滑な交通確保のため、除雪体制の強化を推進する必要がある。</p> <p>イ 冬期の安全・安心な交通環境の確保のため、雪崩や地吹雪のおそれのある箇所への対策施設整備や老朽化した既存施設の更新等を推進する必要がある。</p>	<p>①道路除雪等による冬期の交通確保 基本計画 中期計画</p>	建設部
	<p>着雪防止型車両用交通信号灯器を整備することにより、冬期における交通信号機の視認性を向上し、交通の安全の確保と円滑化及び交通事故防止を図る。</p>	<p>冬期においても、交通信号機の視認性を確保し、交通の安全の確保と円滑化を図る必要がある。</p>	<p>②交通信号機の視認性の確保 基本計画 中期計画</p>	県警察本部

起きてはならない最悪の事態 5-8 上水道等の長期間にわたる機能停止（4-1の再掲） 「起きてはならない最悪の事態」 を回避するための施策				
	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
①水道施設の耐震化 基本計画 中期計画 県防災・減災方針	水道施設の機能維持のため、老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進めていく必要がある。	水道事業者である市町村と連携し、地域防災拠点等に対する供給ルートへの耐震化を重点的に進めるなど、水道施設の耐震化対策に係る補助制度等を活用しながら計画的な実施を促進する。	上水道の重要施設に接続する水道管路の耐震化率 【R6】 26.1% →【R8】 32.3% →【R11】 39.7%	生活環境部
②工業用水道の耐震化 基本計画 中期計画	工業用水道施設の機能維持のため、老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進めていく必要がある。	各施設の耐用年数や老朽化度に応じて、更新、改良及び耐震化を計画的に推進する。	工業用水道施設（管路）の耐震化率 【R7】 56.0% →【R8】 56.0% →【R17】 58.1%	産業労働部

基本目標 6 持続可能なインフラマネジメントを実現する

起きてはならない最悪の事態

6-1 自然公園施設等の豪雨等による被害の拡大

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・国土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
①自然公園施設等の適切な整備・管理 新規 基本計画 中期計画	自然環境の持つ防災・減災機能の維持と、災害時の施設利用者の安全確保を図るため、自然公園整備計画に基づく老朽化対策・整備を推進する必要がある。	必要に応じて市町村等と連携しながら、自然公園整備計画に基づく自然公園施設等の老朽化対策・整備を計画的に推進する。	/	生活環境部

起きてはならない最悪の事態 6-2 地域交通ネットワークの分断（1-2の再掲）			
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・国土強靱化の推進方針	重要業績指標（KPI）
①道路施設の老朽化対策（再掲） 【3-3④】			
②港湾施設の老朽化対策 基本計画 中期計画 県防災・減災方針	県内の重要港湾及び地方港湾の5港において、予防保全型の維持管理への移行を図り、施設点検と併せて老朽化対策を計画的に推進する必要がある。	県内の重要港湾及び地方港湾の5港において予防保全型の維持管理への移行を図り、施設の点検を行うとともに、老朽化対策を計画的に推進する。	
③空港施設の老朽化対策 基本計画 中期計画	大規模災害時に物資、人員等の輸送拠点となる秋田空港及び大館能代空港について、維持管理・更新計画を策定しており、今後とも施設の点検及び老朽化対策を計画的に進める必要がある。	秋田空港及び大館能代空港について、維持管理・更新計画に基づき、定期的に施設の点検を行うとともに、老朽化対策を進め、適切な維持管理に努める。	施設の老朽化に起因する航空機事故及び重大インシデントの件数 【R7】 0件 → 【R8】 0件 → 【毎年度】 0件
④交通安全施設の老朽化対策 新規基本計画 中期計画	災害時においても円滑な交通流を確保するため、交通安全施設の耐震強化を図る必要がある。	重要な交通インフラとしての機能強化を図るため、計画的に信号柱等の耐震化及び老朽化対策を推進する。	交通安全施設の老朽化対策（信号柱建替） 【R7】 7,511本 → 【R8】 7,535本 → 【R12】 8,185本

起きてはならない最悪の事態

6-3 污水処理施設等の長期間にわたる機能停止（1-3の再掲）

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策

① 下水道施設の老朽化対策

基本計画 中期計画
県防災・減災方針

脆弱性評価結果	防災・減災・県土強化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
<p>施設の老朽化に起因する機能停止が生じないよう、施設全体の老朽化の進行状況を把握するとともに、リスク評価等による優先順位に従い老朽化対策を実施する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ストックマネジメント計画に基づき、施設の修繕、更新等を計画的に実施していく。 ストックマネジメント計画策定の基本となる法定点検や日常点検の結果を効果的かつ効果的に収集するため、デジタル機器を用いた台帳管理システムにより、データ管理の高度化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 管路の延長更新率 【R8】 0% → 【R12】 100% ポンプ場の機器更新率 【R8】 0% → 【R12】 100% 処理場の機器更新率 【R8】 0% → 【R12】 100% 	建設部

起きてはならない最悪の事態 6-4 大規模津波等による死傷者の発生 (1-5の再掲)				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・国土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
①海岸保全施設（漁港海岸）の老朽化対策 基本計画 中期計画	漁港海岸における海岸保全施設は、高潮、波浪等による防護機能の低下が懸念されるため、長寿命化計画に基づき、対策を推進する必要がある。	漁港海岸における海岸保全施設について、長寿命化計画に基づき、老朽化対策等を推進する。		農林水産部
②海岸保全施設（林務海岸）の老朽化対策 基本計画 中期計画	海岸保安林における防潮護岸等の海岸保全施設は、高潮、波浪等に対する防護機能の低下が懸念されるため、予防保全型管理への移行を図り、長寿命化計画に基づく老朽化対策を推進する必要がある。	海岸保安林に設置している防潮護岸等の海岸保全施設について予防保全型管理への移行を図り、優先度の高い箇所から、長寿命化計画に基づく老朽化対策を推進する。		農林水産部
③海岸保全施設（建設海岸）の老朽化対策 基本計画 中期計画	護岸や水門等の海岸保全施設は、老朽化の進行により高潮、波浪等に対する防護機能の低下が懸念されるため、長寿命化計画に基づく老朽化対策を推進する必要がある。	老朽化の進行する護岸、水門等の海岸保全施設について、優先度の高い箇所から、長寿命化計画に基づく老朽化対策を推進する。		建設部

起きてはならない最悪の事態 6-5 集中豪雨等による広域的かつ長期的な市街地等の浸水 (1-6の再掲)				
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・国土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)	所管
①河川・ダム関連施設の老朽化対策 基本計画 中期計画	洪水被害から住民の生命・財産を守るため、河川及びびダム関連施設について、長寿命化計画に基づく老朽化対策を推進する必要がある。	老朽化の進行する河川・ダム関連施設について、長寿命化計画に基づく老朽化対策を推進する。		建設部

起きてはならない最悪の事態 6-6 大規模な火山噴火、土砂災害等による死傷者の発生（1-7の再掲）			
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標（KPI）
①土砂災害対策施設の老朽化対策 【基本計画】 中期計画	土砂災害対策施設については、老朽化による機能低下が懸念されるため、長寿命化計画に基づく老朽化対策を推進する必要がある。	老朽化の進行する砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊対策施設について、長寿命化計画に基づく老朽化対策を推進する。	建設部

起きてはならない最悪の事態 6-7 たため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生（1-8の再掲）	
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	重要業績指標（KPI）
①海岸・河川・ダム・砂防関連施設の老朽化対策（再掲） 【6-4①、②、③】 【6-5①】 【6-6①】	防災・減災・県土強靱化の推進方針 所管

起きてはならない最悪の事態 6-8 農地、森林等の荒廃による被害の拡大（1-9の再掲）		
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	脆弱性評価結果	重要業績指標（KPI）
①農業水利施設の保全管理 【基本計画】 中期計画	基幹的農業水利施設（頭首工、用排水路等）のうち、詳細な診断を要するものについては、劣化状況把握等の機能診断を行い、必要な長寿命化対策を進める必要がある。	防災・減災・県土強靱化の推進方針 基幹的農業水利施設（頭首工、用排水路）について、機能診断等を行い、施設の長寿命化対策を進める。 【R6】 209箇所 → 【R8】 216箇所 → 【R12】 232箇所 所管 農林水産部

起きてはならない最悪の事態			
6-9 人材の不足による復旧・復興の大幅な遅れ（3-10の再掲）			
「起きてはならない最悪の事態」 を回避するための施策	脆弱性評価結果	防災・減災・県土強靱化の推進方針	重要業績指標 (KPI)
①建設産業の担い手の確保・育成 (再掲)【3-10】⑥			
所管			

2 分野ごとの防災・減災・県土強靱化の推進方針

(1) 個別施策分野

①行政機能等

ア 行政機能

1-1①	都市公園における広域防災拠点機能の確保	3-11①	県の業務継続体制の強化
3-1①	関係行政機関等による情報共有体制の強化	3-11②	広域防災拠点の整備
3-1③	市町村による複数の情報伝達手段の整備等	3-11③	後方支援体制の整備
3-5①	指定緊急避難場所、指定避難所の指定等	3-11④	県庁舎の耐震性の強化
3-5②	帰宅困難者支援に関する協定の締結	3-11⑤	執務環境の整備
3-5③	避難所以外の場所に滞在する被災者への支援	3-11⑥	停電時の行政機能の確保
3-5④	福祉避難所開設・運営マニュアルの策定	3-11⑦	非常用電源等の確保
3-5⑤	都市公園における避難場所機能の確保	3-11⑧	停電対応訓練の実施
3-8①	避難所における良好な生活環境の整備	3-14①	県・市町村の災害対応力の維持・強化
3-8③	避難所等の役割を果たす公立学校施設の耐災害性強化	3-14②	避難行動要支援者名簿の作成・個別避難計画の策定

イ 警察

3-4⑧	警察施設の機能維持(耐震化、非常用電源の確保)	3-4⑩	警察職員の非常招集システムの確立
3-4⑨	県警察本部・警察署の代替庁舎の確保	3-4⑫	訓練による災害救助技術の向上
3-4⑩	警察の業務継続体制の強化	3-4⑬	災害対応装備品の充実

ウ	消防			
2-4-2	消防団への加入促進	3-4-5	津波災害時の団員の安全確保	
3-4-1	消防施設の機能維持（耐震化、非常用電源の確保）	3-4-6	緊急消防援助隊の計画的な整備	
3-4-2	消防施設における燃料の確保	3-4-7	消防防災ヘリコプターの臨時離着陸場の指定	
3-4-4	消防団員の技術力の向上			
エ	情報通信			
3-1-1	関係行政機関等による情報共有体制の強化（再掲）	3-1-4	ヘリコプターテレビシステムによる災害情報の収集	
3-1-2	秋田県総合防災情報システムによる迅速かつ確実な情報伝達体制の強化			
	オ	訓練・普及啓発		
2-2-1	自主防災活動の充実・強化	2-6-1	水災補償の普及啓発	
2-2-2	地域の防災・避難訓練の実施	3-1-4-3	防災アドバイザーの派遣等	
2-2-3	多様な主体が参画する防災訓練の実施	3-1-4-5	学校における防災教育の充実	

②住環境・県土保全（インフラ）

1-2①	道路の防災対策	1-7②	土砂災害対策施設の整備
1-2②	港湾施設の耐震化	2-1①	雪下ろし事故防止対策
1-3②	下水道施設の耐震化・耐水化	2-1②	克雪化住宅の普及啓発
1-4②	病院の耐震化	2-5①	家具類の固定など室内安全対策
1-4③	社会福祉施設等の耐震化	2-5②	住宅用火災警報器の設置
1-4④	公共特定建築物の耐震化	2-5③	住宅の耐震化
1-4⑤	都市基盤の整備	3-3②	自家発電機など電力の確保
1-4⑥	指定文化財・史跡の耐震化	3-5⑥	天井落下防止対策の推進
1-5①	海岸保全施設の整備	3-6①	災害拠点病院の耐震化等
1-5②	河川管理施設の耐震化	5-6③	防災拠点漁港の耐震化
1-5③	港湾の津波防災対策	5-6⑤	高速道路、幹線道路等の整備
1-6②	流域治水対策の推進	5-8①	水道施設の耐震化
1-7①	避難小屋等の強化		

③保健医療・福祉

3-6②	災害時における医薬品、医療機器等の供給・確保体制の整備	3-6⑥	災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の配置
3-6③	保健医療福祉調整本部の設置	3-7①	市町村の健康危機管理能力の向上
3-6④	災害派遣医療チーム（DMAT）の配置	3-7②	平時からの感染症予防対策の強化
3-6⑤	災害派遣精神医療チーム（DPAT）の配置	3-8②	災害派遣福祉チーム（DWAAT）の派遣

④環境・農林水産

1-3①	災害時におけるし尿処理等の協力体制の構築	3-9①	災害時における廃棄物処理等の協力体制の構築
1-6①	水田貯留（田んぼダム）等の取組の推進	3-9②	災害廃棄物の処理体制の整備
1-8①	防災重点農業用ため池における防災対策工事の推進	3-9③	災害時における二次災害防止のための有害廃棄物対策
1-9①	農業・農村の多面的機能の確保	5-6④	流通拠点漁港におけるBCPの策定
1-9②	森林整備	6-1①	自然公園施設等の適切な整備・管理
1-9③	治山対策	6-8①	農業水利施設の保全管理

⑤産業・エネルギー・情報通信

5-1①	災害時における石油類燃料の確保	5-2③	化学消火剤貯蔵タンクの整備
5-1②	電力施設・設備の強化	5-3①	電話施設・設備の強化
5-1③	ガス供給施設・設備の強化	5-3②	携帯電話設備の信頼性向上
5-2①	石油コンビナート防災計画の推進	5-5①	企業における業務継続体制の強化
5-2②	石油コンビナート防災訓練の実施	5-8②	工業用水道の耐震化

⑥交通・物流

1-1①	都市公園における広域防災拠点機能の確保（再掲）	3-15④	避難所への備蓄の促進
1-1②	道の駅における防災拠点機能の確保	3-15⑥	物資集積拠点の指定
1-2③	港湾における業務継続体制の強化	3-15⑦	物資の輸送、保管、仕分け等に関するマニュアルの策定・運用
1-2⑤	他空港との連携	3-15⑧	国、他都道府県等との物資応援体制の構築
2-3①	自助による備蓄の促進	5-4①	停電時の信号機滅灯対策
3-3①	孤立するおそれのある地区の現状把握	5-6①	第三セクター鉄道の施設整備
3-3③	緊急物資の備蓄	5-6②	鉄道施設・設備の強化
3-3④	孤立予防対策	5-6⑥	交通監視カメラの整備
3-15①	共同備蓄物資の整備	5-7①	道路除雪等による冬期の交通確保
3-15②	民間事業者との物資調達協定の締結	5-7②	交通信号機の視認性の確保

【横断的分野】

①地域づくり・リスクコミュニケーション

- | | | | |
|--------|-----------------------|--------|-------------------------|
| 1-4① | 市町村による空き家対策 | 3-1 2② | 内水ハザードマップの作成 |
| 1-7③ | 土砂災害警戒区域等の指定 | 3-1 2③ | 高潮ハザードマップの作成 |
| 2-2② | 地域の防災・避難訓練の実施（再掲） | 3-1 2④ | 避難指示等の判断基準等の策定（水害、高潮災害） |
| 2-2③ | 多様な主体が参画する防災訓練の実施（再掲） | 3-1 3① | 火山防災協議会による火山災害対策 |
| 2-4③ | 除排雪団体の立ち上げ支援 | 3-1 3② | 噴火時等の避難計画の策定 |
| 3-2① | 液状化ハザードマップの作成 | 3-1 3③ | 噴火時等の住民、登山客等への情報伝達体制の整備 |
| 3-1 0① | 災害ボランティアセンターの設置・運営 | 3-1 3④ | 土砂災害ハザードマップの作成 |
| 3-1 0② | 災害ボランティアコーディネーターの養成 | 3-1 3⑤ | 避難指示等の判断基準等の策定（土砂災害） |
| 3-1 0③ | 災害ボランティアの確保・育成 | 3-1 4③ | 防災アドバイザーの派遣等（再掲） |
| 3-1 2① | 洪水ハザードマップの作成 | 3-1 4⑤ | 学校における防災教育の充実（再掲） |

②老朽化対策

- | | | | |
|------|--------------------|------|-----------------------|
| 6-1① | 自然公園施設等の適切な整備・管理 | 6-4② | 海岸保全施設（林務海岸）の老朽化対策 |
| 6-2① | 道路施設の老朽化対策 | 6-4③ | 海岸保全施設（建設海岸）の老朽化対策 |
| 6-2② | 港湾施設の老朽化対策 | 6-5① | 河川・ダム関連施設の老朽化対策 |
| 6-2③ | 空港施設の老朽化対策 | 6-6① | 土砂災害対策施設の老朽化対策 |
| 6-2④ | 交通安全施設の老朽化対策 | 6-7① | 海岸・河川・ダム・砂防関連施設の老朽化対策 |
| 6-3① | 下水道施設の老朽化対策 | 6-8① | 農業水利施設の保全管理（再掲） |
| 6-4① | 海岸保全施設（漁港海岸）の老朽化対策 | | |

③官民連携

- 1-2④ 官民連携による協働防護計画の作成
- 3-5② 帰宅困難者支援に関する協定の締結（再掲）
- 3-10④ 災害中間支援組織との連携
- 3-10⑤ 災害対応に不可欠な建設業との連携
- 3-10⑥ 建設産業の担い手の確保・育成
- 3-15② 民間事業者との物資調達協定の締結（再掲）

④デジタル技術活用

- 4-1① デジタル技術を活用した上水道の管理
- 4-2① デジタル技術を活用した避難所開設訓練の実施
- 4-2② デジタル技術を活用した住家被害認定調査研修の実施
- 4-3① 新物資システム（B-PLo）の活用
- 4-4① 秋田県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化（再掲）
- 4-4② ヘリコプターテレビジョンシステムによる災害情報の収集（再掲）
- 4-4③ デジタル技術を活用した河川水位等の観測・情報提供体制の強化
- 4-5① 消防分野におけるデジタル等新技術の導入による災害対応力の向上

3 防災・減災・県土強靱化の推進方針に基づく個別事業

※この表の事業は、変更となる場合があります。

部局等名：生活環境部				
課室名	対象交付金等	個別事業名（予算上の事業名等）	事業箇所等	実施主体
自然保護課	自然環境整備交付金	国立公園整備事業	十和田八幡平国立公園、阿弥陀池避難小屋 ほか	県

部局等名：農林水産部				
課室名	対象交付金等	個別事業名（予算上の事業名等）	事業箇所等	実施主体
農地整備課	農村地域防災減災事業	農村地域防災減災事業	柄沢地区 ほか	県・団体
農地整備課	水利施設等保全高度化事業 ほか	水利施設整備事業	蛭野・角間川堰 ほか	県・団体
農地整備課	農業水路等長寿命化・防災減災事業 ほか	基幹水利施設ストックマネジメント事業	松倉堰1期 ほか	県・団体
農地整備課	農業競争力強化農地整備事業 ほか	経営体育成基盤整備事業	下田平地区 ほか	県
水産漁港課	農山漁村地域整備交付金	海岸保全施設整備事業（高潮）	椿（船川港）、漁港海岸 ほか	県
水産漁港課	海岸事業	海岸メンテナンス事業	金浦漁港海岸	県
水産漁港課	水産基盤整備事業	水産生産基盤整備事業 水産物供給基盤機能保全事業	岩館漁港 ほか	県
森林資源造成課	森林環境保全整備事業	造林補助事業（公共）	全県一円	林業事業者等
森林環境保全課	農山漁村地域整備交付金	治山事業（交付金）	全県一円	県
森林環境保全課	民有林補助治山事業	治山事業（補助金）	全県一円	県
森林環境保全課	森林資源循環利用林道整備事業	林道事業（補助金）	八峰町（峰浜線）	県

部局等名：建設部				
課室名	対象交付金等	個別事業名（予算上の事業名等）	事業箇所等	実施主体
都市計画課	無電柱化推進計画	無電柱化推進計画事業	旭南	県
都市計画課	無電柱化推進計画	無電柱化推進計画事業	手形山崎町	県
都市計画課	交通安全対策（通学路緊急対策）	交通安全対策（通学路緊急対策）事業	根岸町工区	県
都市計画課	防災・安全交付金	都市公園・緑地等事業	秋田市（小泉潟公園） 秋田市（中央公園） 北秋田市（北欧の杜公園）	県
下水道 マネジメント推進課	防災・安全交付金	秋田湾・雄物川流域下水道事業（臨海）	臨海幹線ほか（改築更新）	県
下水道 マネジメント推進課	防災・安全交付金	秋田湾・雄物川流域下水道事業（臨海）	出戸中継ポンプ場ほか（改築更新）	県
下水道 マネジメント推進課	防災・安全交付金	秋田湾・雄物川流域下水道事業（臨海）	臨海処理センター各施設（改築更新）	県
下水道 マネジメント推進課	防災・安全交付金	秋田湾・雄物川流域下水道事業（臨海）	臨海幹線ほか（耐震化）	県
下水道 マネジメント推進課	防災・安全交付金	秋田湾・雄物川流域下水道事業（臨海）	飯島中継ポンプ場ほか（耐震化）	県
下水道 マネジメント推進課	防災・安全交付金	秋田湾・雄物川流域下水道事業（臨海）	秋田臨海処理センター 各施設（耐震化）	県
下水道 マネジメント推進課	防災・安全交付金	秋田湾・雄物川流域下水道事業（大曲）	大曲中継ポンプ場ほか（改築更新）	県
下水道 マネジメント推進課	防災・安全交付金	秋田湾・雄物川流域下水道事業（大曲）	大曲処理センター各施設（改築更新）	県
下水道 マネジメント推進課	防災・安全交付金	秋田湾・雄物川流域下水道事業（大曲）	大曲幹線ほか（耐震化）	県
下水道 マネジメント推進課	防災・安全交付金	秋田湾・雄物川流域下水道事業（大曲）	大曲中継ポンプ場（耐震化）	県
下水道 マネジメント推進課	防災・安全交付金	秋田湾・雄物川流域下水道事業（横手）	横手処理センター各施設（改築更新）	県
下水道 マネジメント推進課	防災・安全交付金	秋田湾・雄物川流域下水道事業（横手）	大雄幹線ほか（耐震化）	県
下水道 マネジメント推進課	防災・安全交付金	秋田湾・雄物川流域下水道事業（横手）	横手処理センター各施設（耐震化）	県
下水道 マネジメント推進課	防災・安全交付金	米代川流域下水道事業（大館）	立花中継ポンプ場ほか（改築更新）	県
下水道 マネジメント推進課	防災・安全交付金	米代川流域下水道事業（大館）	大館処理センター各施設（改築更新）	県
下水道 マネジメント推進課	防災・安全交付金	米代川流域下水道事業（大館）	大館幹線ほか（耐震化）	県
下水道 マネジメント推進課	防災・安全交付金	米代川流域下水道事業（大館）	立花中継ポンプ場（耐震化）	県
下水道 マネジメント推進課	防災・安全交付金	米代川流域下水道事業（大館）	大館処理センター各施設（耐震化）	県
下水道 マネジメント推進課	防災・安全交付金	米代川流域下水道事業（鹿角）	小坂中継ポンプ場（改築更新）	県
下水道 マネジメント推進課	防災・安全交付金	米代川流域下水道事業（鹿角）	鹿角処理センター各施設（改築更新）	県
下水道 マネジメント推進課	防災・安全交付金	米代川流域下水道事業（鹿角）	鹿角処理センター各施設（耐震化）	県
下水道 マネジメント推進課	防災・安全交付金	十和田湖特定環境保全公共下水道事業	発荷中継ポンプ場ほか（改築更新）	県
道路課	地域連携道路事業費	秋田港アクセス道路整備事業	秋田港アクセス道路	県
道路課	社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金	地方道路交付金事業（改築）	沖田面工区	県
道路課	社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金	地方道路交付金事業（改築）	幸屋渡工区	県

課室名	対象交付金等	個別事業名（予算上の事業名等）	事業箇所等	実施主体
道路課	社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金	地方道路交付金事業（改築）	雪沢工区	県
道路課	社会資本整備総合交付金	地方道路交付金事業（改築）	相川工区	県
道路課	社会資本整備総合交付金	地方道路交付金事業（改築）	下浜羽川工区	県
道路課	社会資本整備総合交付金	地方道路交付金事業（改築）	浜間口工区	県
道路課	社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金	地方道路交付金事業（改築）	富津内工区	県
道路課	社会資本整備総合交付金	地方道路交付金事業（改築）	新波工区	県
道路課	社会資本整備総合交付金	地方道路交付金事業（改築）	山内増沢工区	県
道路課	社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金	地方道路交付金事業（改築）	本荘道路	県
道路課	社会資本整備総合交付金	地方道路交付金事業（改築）	大築工区	県
道路課	社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金	地方道路交付金事業（改築）	堀内工区	県
道路課	地域連携道路事業費	地方道路交付金事業（改築）	三本柳工区	県
道路課	社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金	地方道路交付金事業（改築）	稲庭工区	県
道路課	社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金	地方道路交付金事業（改築）	十分一工区	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（改築）	峰浜水沢工区	県
道路課	社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金	地方道路交付金事業（改築）	二井田工区	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（改築）	根子工区	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（改築）	坂本工区	県
道路課	社会資本整備総合交付金	地方道路交付金事業（改築）	金山工区	県
道路課	社会資本整備総合交付金	地方道路交付金事業（改築）	窄合工区	県
道路課	社会資本整備総合交付金	地方道路交付金事業（改築）	野田工区	県
道路課	社会資本整備総合交付金	地方道路交付金事業（改築）	三本扇工区	県
道路課	社会資本整備総合交付金	地方道路交付金事業（改築）	石持工区	県
道路課	社会資本整備総合交付金	地方道路交付金事業（改築）	大築工区	県
道路課	社会資本整備総合交付金	地方道路交付金事業（改築）	蟹沢工区	県
道路課	社会資本整備総合交付金	地方道路交付金事業（改築）	小滝沢工区	県
道路課	社会資本整備総合交付金	地方道路交付金事業（改築）	上都工区	県
道路課	社会資本整備総合交付金	地方道路交付金事業（改築）	唐松工区	県
道路課	社会資本整備総合交付金（広域連携）	地方道路交付金事業（改築）	小坂北Ⅱ工区	県
道路課	社会資本整備総合交付金（広域連携）	地方道路交付金事業（改築）	水沢工区	県
道路課	社会資本整備総合交付金（広域連携）	地方道路交付金事業（改築）	鉛山Ⅱ工区	県

課室名	対象交付金等	個別事業名（予算上の事業名等）	事業箇所等	実施主体
道路課	社会資本整備総合交付金（広域連携）	地方道路交付金事業（改築）	雪沢工区	県
道路課	社会資本整備総合交付金（広域連携）	地方道路交付金事業（改築）	黒沢工区	県
道路課	社会資本整備総合交付金（広域連携）	地方道路交付金事業（改築）	仲村工区	県
道路課	社会資本整備総合交付金（広域連携）	地方道路交付金事業（改築）	駒ヶ岳工区	県
道路課	社会資本整備総合交付金（広域連携）	地方道路交付金事業（改築）	腕越工区	県
道路課	社会資本整備総合交付金（広域連携）	地方道路交付金事業（改築）	北原工区	県
道路課	社会資本整備総合交付金（広域連携）	地方道路交付金事業（改築）	大口工区	県
道路課	社会資本整備総合交付金（広域連携）	地方道路交付金事業（改築）	大潟工区	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	石野橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	湯瀬温泉郷橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	御山橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	長峰橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	和井内3号橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	一の渡橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	発荷5号橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	湯瀬跨線橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	生出5号橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	五の宮跨線橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	大湯新橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	寺坂橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	落合橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	砂派毛橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	若木立橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	日暮橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	下夕町橋側道橋（上流）	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	新田橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	松谷橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	青岩橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	坂梨橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	栗平橋	県

課室名	対象交付金等	個別事業名（予算上の事業名等）	事業箇所等	実施主体
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	中央橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	紫明橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	沢の口橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	猿込橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	新真中橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	田中橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	翔鷹大橋（今泉高架橋）	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	小田瀬大橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	米内沢橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	萱草大橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	大館橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	小又大橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	山王岱橋（上り本線）	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	山王岱橋（下りAランプ）	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	喜鵲橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	二井田橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	新荒瀬橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	兵治沢橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	志淵内橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	新松峯橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	愛宕橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	中の渡橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	柳中橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	品類橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	倉の沢橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	新沢橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	川口跨線橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	大覚橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	茂内屋敷橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	湯の岱橋	県

課室名	対象交付金等	個別事業名（予算上の事業名等）	事業箇所等	実施主体
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	黄金橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	共栄橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	藤沢橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	吉ヶ沢橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	新町橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	下舟木橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	道行沢橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	扇田人道橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	戸草沢3号橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	若見内橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	米代新橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	能代橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	能代高架橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	米白橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	富根橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	高屋敷1号橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	高屋敷2号橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	高屋敷3号橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	银杏橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	琴音橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	新米田橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	太良橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	浅渡橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	真瀬橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	大川口1号橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	白石橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	秋山1号橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	寒城野こ線橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	樋の口橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	滝ノ間跨線橋	県

課室名	対象交付金等	個別事業名（予算上の事業名等）	事業箇所等	実施主体
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	樺台跨線橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	中野橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	大淵橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	濁川3号橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	濁沢橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	孫曾沢橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	仙ノ台上橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	仙ノ台橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	滝ノ台橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	興助沢橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	底部沢橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	桂2号橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	小新沢2号橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	鶯声橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	古川橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	鶯橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	白鳥橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	嘉平岱橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	新薄井沢橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	神明橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	滝ノ上橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	中坪橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	院内沢橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	猿田橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	滝ノ間橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	新生大橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	雄物新橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	男鹿大橋（下）	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	水沢橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	船越陸橋	県

課室名	対象交付金等	個別事業名（予算上の事業名等）	事業箇所等	実施主体
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	秋雄大橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	サイクリング大橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	赤平橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	小友沢橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	六右エ門沢橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	岩見大橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	仙入橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	草生津川橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	馬城橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	長橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	一号橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	洞門の橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	立島橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	鶯橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	新城橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	弥兵衛橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	高岡橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	白鳥橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	隼橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	立島2号橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	家の沢橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	鶴橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	宮の下橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	飛鳥大橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	芋川大橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	長瀬橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	新田向橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	横渡橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	三の坪橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	松本橋	県

課室名	対象交付金等	個別事業名（予算上の事業名等）	事業箇所等	実施主体
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	幅野橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	小川橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	木の根橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	田代橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	鳥越川橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	釜ヶ台橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	草紙測橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	第2岩坂橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	金浦温水路橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	大築橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	水上新橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	久保橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	一の又橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	地藏田橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	宮ノ下橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	山崎橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	宮田橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	一の沢橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	轟橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	大観橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	ボックスカルバート3	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	前郷橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	ボックスカルバート11	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	小谷橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	大川橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	刈和野橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	岳見橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	松倉橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	福部羅橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	下延橋	県

課室名	対象交付金等	個別事業名（予算上の事業名等）	事業箇所等	実施主体
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	藤木下橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	駒草橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	中島橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	水尻橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	尾無沢橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	木狭間橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	諏訪橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	渋黒橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	桁沢橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	間明田橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	上桧木内橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	栲森上橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	先達新橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	斎藤川橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	水無沢橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	角館跨線側道橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	渋黒上橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	鎧畑橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	角館跨線橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	秋田駒橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	大正橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	横山2号橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	宗谷橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	長谷川橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	小先達橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	松清橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	松木田橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	馬橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	大柳橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	水沢橋	県

課室名	対象交付金等	個別事業名（予算上の事業名等）	事業箇所等	実施主体
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	新中の渡橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	大森山中橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	叫沢小橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	高畑橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	山口橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	長沢橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	滝の下橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	波滝橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	下滝沢橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	新中山橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	田沢沢川橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	辺奈垂橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	伊岡橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	白浜橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	潟前橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	千刈田上橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	中島上橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	猫沢橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	五輪橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	駒草下橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	横笛沢橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	鍋倉橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	藁田橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	赤川橋側道橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	釜蓋側道橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	長野跨線側道橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	諏訪橋側道橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	沼館橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	成瀬川橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	仁井田跨線橋	県

課室名	対象交付金等	個別事業名（予算上の事業名等）	事業箇所等	実施主体
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	前郷跨線橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	黒沢3号橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	旭川橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	上岩瀬橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	長瀬跨線橋(歩道橋)	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	黒沢跨線橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	十二の木橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	下南郷橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	粕子瀬橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	大樋橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	ボックスカルバート4	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	雄皆川橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	間明田橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	上町橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	久保橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	寺沢橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	西馬音内橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	上ノ宿酒蒔5号橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	新町橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	烏帽子橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	松の木橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	大柳沢橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	造石橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	天の川橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	坂ノ下橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	椿台歩道橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	八竜橋側道橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	追分橋側道橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	神が岡橋側道橋（上流）	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	神が岡橋側道橋（下流）	県

課室名	対象交付金等	個別事業名（予算上の事業名等）	事業箇所等	実施主体
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	谷地橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	栗駒大橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	駄賃橋（歩道）	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	板沢橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	室茂沢橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	吉田ボックス	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	久保橋側道橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	柳田跨線橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	大上橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（橋梁補修）	長瀬跨線橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	雪沢トンネル	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	大館能代空港地下道	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	阿仁前田トンネル	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	御不動トンネル	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	様田トンネル	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	姫ヶ岱トンネル	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	揚石隧道	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	秋田中央道路トンネル	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	生鼻崎トンネル	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	生鼻崎第2トンネル	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	手形トンネル	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	戸賀トンネル	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	雄和トンネル1号	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	愛宕トンネル	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	新諏訪山トンネル	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	鳥田目トンネル	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	東由利トンネル	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	水尻トンネル	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	高森トンネル	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	あざみトンネル	県

課室名	対象交付金等	個別事業名（予算上の事業名等）	事業箇所等	実施主体
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	鹿ノ作トンネル	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	湯淵トンネル	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	尻高トンネル	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	大川前トンネル	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	八沢木トンネル	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	羽広トンネル	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	仙秋鬼首トンネル	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	大森山トンネル	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	栗駒大湯トンネル	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	山谷トンネル	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	宇留倉トンネル	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	夢仙人トンネル	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	万内森2号スノーシェッド	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	葛法トンネル	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	坂ノ下スノーシェッド	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	大木屋スノーシェッド	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	オの神スノーシェルター	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	滝ノ沢4号スノーシェッド	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	滝ノ沢5号スノーシェッド	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	志淵内スノーシェッド	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	加茂青砂1号ロックシェッド	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	加茂青砂2号ロックシェッド	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	椿台地下道	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	五十曲スノーシェッド	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	榎森スノーシェッド	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	梨の木スノーシェルター	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	松ノ木スノーシェルター	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	滝ノ沢1号スノーシェッド	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	上日暮スノーシェッド	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	曾利滝スノーシェッド	県

課室名	対象交付金等	個別事業名（予算上の事業名等）	事業箇所等	実施主体
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	滝ノ沢2号ロックシェッド	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	滝ノ沢3号ロックシェッド	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	兵治沢スノーシェルター	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	大繫沢スノーシェルター	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	赤倉1号スノーシェッド	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	赤倉2号スノーシェッド	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	大覚野1号スノーシェッド	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	鹿湯スノーシェッド	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	五十曲3号スノーシェッド	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	玉川2号スノーシェルター	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	玉川4号スノーシェルター	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	榎森1号スノーシェルター	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	北ノ沢3号スノーシェッド	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	北ノ沢4号スノーシェルター	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	上新田スノーシェルター	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	下新田スノーシェルター	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	元小安スノーシェルター	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	松ノ木3号スノーシェッド	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	松ノ木1号スノーシェッド	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	松ノ木2号スノーシェッド	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	黒沢スノーシェッド	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	上戸沢スノーシェッド	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	繫沢2号スノーシェッド	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	比立内ロックシェッド	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	萩形スノーシェッド	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	萱草スノーシェルター	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	玉川5号スノーシェルター	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	玉川3号スノーシェッド	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	発荷3号スノーシェッド	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	古遠部スノーシェッド	県

課室名	対象交付金等	個別事業名（予算上の事業名等）	事業箇所等	実施主体
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	笹森スノーシェルター	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	陣場歩道橋	県
道路課	道路メンテナンス	地方道路交付金事業（災害防除）	沼田ボックスカルバート	県
道路課	土砂災害対策道路	地方道路交付金事業（災害防除）	繫沢	県
道路課	土砂災害対策道路	地方道路交付金事業（災害防除）	大葛	県
道路課	土砂災害対策道路	地方道路交付金事業（災害防除）	藤琴	県
道路課	土砂災害対策道路	地方道路交付金事業（災害防除）	女米木	県
道路課	土砂災害対策道路	地方道路交付金事業（災害防除）	玉川 2	県
道路課	土砂災害対策道路	地方道路交付金事業（災害防除）	荒又 2	県
道路課	土砂災害対策道路	地方道路交付金事業（災害防除）	八沢木	県
道路課	土砂災害対策道路	地方道路交付金事業（災害防除）	岩井川	県
道路課	土砂災害対策道路	地方道路交付金事業（災害防除）	大湯	県
道路課	土砂災害対策道路	地方道路交付金事業（災害防除）	熊沢	県
道路課	土砂災害対策道路	地方道路交付金事業（災害防除）	五ノ岱 2	県
道路課	土砂災害対策道路	地方道路交付金事業（災害防除）	大沢	県
道路課	土砂災害対策道路	地方道路交付金事業（災害防除）	加茂青砂	県
道路課	土砂災害対策道路	地方道路交付金事業（災害防除）	仁郷山 2	県
道路課	土砂災害対策道路	地方道路交付金事業（災害防除）	川原毛 2	県
道路課	土砂災害対策道路	地方道路交付金事業（災害防除）	濁川	県
道路課	土砂災害対策道路	地方道路交付金事業（災害防除）	下直根	県
道路課	土砂災害対策道路	地方道路交付金事業（災害防除）	小繫	県
道路課	土砂災害対策道路	地方道路交付金事業（災害防除）	生出 2	県
道路課	土砂災害対策道路	地方道路交付金事業（災害防除）	高松	県
道路課	土砂災害対策道路	地方道路交付金事業（災害防除）	森吉国有林 2	県
道路課	土砂災害対策道路	地方道路交付金事業（災害防除）	向赤倉	県
道路課	土砂災害対策道路	地方道路交付金事業（災害防除）	発荷 2	県
道路課	土砂災害対策道路	地方道路交付金事業（災害防除）	鉛山 2	県
道路課	土砂災害対策道路	地方道路交付金事業（災害防除）	大清水	県
道路課	土砂災害対策道路	地方道路交付金事業（災害防除）	芦ノ倉	県
道路課	無電柱化推進計画	地方道路交付金事業（電線共同溝）	御成町	県

課室名	対象交付金等	個別事業名（予算上の事業名等）	事業箇所等	実施主体
道路課	無電柱化推進計画	地方道路交付金事業（電線共同溝）	東通	県
道路課	無電柱化推進計画	地方道路交付金事業（電線共同溝）	丸の内町	県
道路課	無電柱化推進計画	地方道路交付金事業（電線共同溝）	寿域長根	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（災害防除）	馬場目	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（災害防除）	川前平	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（災害防除）	坊台	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（災害防除）	内山	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（災害防除）	相内潟	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（災害防除）	小安奥山国有林	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（災害防除）	小沢田	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（災害防除）	旭北	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（災害防除）	仁郷山	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	下中島	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	栗平橋	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	女木内	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	七日市	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	繫沢国有林	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	女米木	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	河辺戸島	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	上新城中	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	八橋 外	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	野石免々田	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	川西中坪	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	水沢	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	桜大橋	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	愛宕町	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	大森	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	新屋船場町	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	上原	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	通町	県

課室名	対象交付金等	個別事業名（予算上の事業名等）	事業箇所等	実施主体
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	新屋元町	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	黒川	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	上境	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	旭北	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	手形	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	手形陸橋	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	西野	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	北浦	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	蒲沼	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	福川	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	矢島除雪ステーション	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	水林	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	清水平Ⅱ	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	間木の平	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	前郷	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	花園町	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	玉川2-1期	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	正手沢	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	玉川	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	玉川2-2期	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	植田羽場	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	相野々	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	孤狼化	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	千石町	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	岩井川	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	湯沢市大町	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	椿川	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	小安奥山	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	小安奥山国有林	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	山谷	県

課室名	対象交付金等	個別事業名（予算上の事業名等）	事業箇所等	実施主体
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（雪寒）	山王工区 ほか	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（舗装補修）	脇本 外	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（舗装補修）	南外 外	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（舗装補修）	荒町 外	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（舗装補修）	目名瀧 外	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（舗装補修）	李岱 外	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（舗装補修）	十和田末広 外	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（舗装補修）	大清水 外	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（舗装補修）	大林 外	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（舗装補修）	軽井沢 外	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（舗装補修）	阿仁荒瀬 外	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（舗装補修）	富津内 外	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（舗装補修）	広久内 外	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（舗装補修）	山内小松川 外	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（舗装補修）	上吉田 外	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（舗装補修）	山王 外	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（舗装補修）	濁川 外	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（舗装補修）	鉛山 外	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（舗装補修）	朴瀬 外	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（舗装補修）	小栗山 外	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（舗装補修）	東由利館合 外	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（舗装補修）	鳥海伏見 外	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（舗装補修）	生保内 外	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（舗装補修）	相川 外	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（舗装補修）	貝沢 外	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（舗装補修）	秋ノ宮字ヘクリ地内 外	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（交通安全）	松館	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（交通安全）	坊田	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（交通安全）	下鍋倉	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（交通安全）	福小屋	県

課室名	対象交付金等	個別事業名（予算上の事業名等）	事業箇所等	実施主体
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（交通安全）	上真山	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（交通安全）	八面	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（交通安全）	上村	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（交通安全）	新町（平鹿）	県
道路課	防災・安全交付金	地方道路交付金事業（交通安全）	新町（雄勝）	県
河川砂防課	防災・安全交付金	河川改修事業	横手川 横手市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	河川改修事業	淀川 大仙市	県
河川砂防課	防災・安全交付金・個別補助事業	河川改修事業	芋川 由利本荘市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	河川改修事業	三種川 三種町	県
河川砂防課	防災・安全交付金	河川改修事業	馬踏川 秋田市	県
河川砂防課	防災・安全交付金・個別補助事業	河川改修事業	新波川 秋田市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	河川改修事業	長木川 大館市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	河川改修事業	下内川 大館市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	河川改修事業	玉川 仙北市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	河川改修事業	桧木内川 仙北市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	河川改修事業	斉内川 大仙市	県
河川砂防課	防災・安全交付金・個別補助事業	河川改修事業	新城川 秋田市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	河川改修事業	旭川 秋田市	県
河川砂防課	防災・安全交付金・個別補助事業	河川改修事業	太平川 秋田市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	河川改修事業	草生津川 秋田市	県
河川砂防課	防災・安全交付金・個別補助事業	河川改修事業	応急対策・長寿命化計画変更 秋田県内	県
河川砂防課	防災・安全交付金・個別補助事業	河川改修事業	福士川 鹿角市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	河川改修事業	土買川 大仙市	県
河川砂防課	防災・安全交付金・個別補助事業	河川改修事業	馬場目川 五城目町	県
河川砂防課	防災・安全交付金・個別補助事業	河川改修事業	富津内川 五城目町	県
河川砂防課	防災・安全交付金・個別補助事業	河川改修事業	内川川 五城目町	県
河川砂防課	防災・安全交付金	河川改修事業	情報基盤 秋田県内	県
河川砂防課	防災・安全交付金	河川改修事業	河道掘削 米代川圏域	県
河川砂防課	防災・安全交付金	河川改修事業	河道掘削 雄物川圏域	県
河川砂防課	防災・安全交付金	河川改修事業	河道掘削 子吉川圏域	県

課室名	対象交付金等	個別事業名（予算上の事業名等）	事業箇所等	実施主体
河川砂防課	個別補助事業	河川改修事業	太平川ほか (旧雄物川流域6河川) 秋田市	県
河川砂防課	防災・安全交付金・個別補助事業	公共堰堤改良事業	砂子沢ダム 小坂町	県
河川砂防課	防災・安全交付金・個別補助事業	公共堰堤改良事業	萩形ダム 上小阿仁村	県
河川砂防課	防災・安全交付金・個別補助事業	公共堰堤改良事業	森吉ダム 北秋田市	県
河川砂防課	防災・安全交付金・個別補助事業	公共堰堤改良事業	早口ダム 大館市	県
河川砂防課	防災・安全交付金・個別補助事業	公共堰堤改良事業	山瀬ダム 大館市	県
河川砂防課	防災・安全交付金・個別補助事業	公共堰堤改良事業	素波里ダム 藤里町	県
河川砂防課	防災・安全交付金・個別補助事業	公共堰堤改良事業	旭川ダム 秋田市	県
河川砂防課	防災・安全交付金・個別補助事業	公共堰堤改良事業	岩見ダム 秋田市	県
河川砂防課	防災・安全交付金・個別補助事業	公共堰堤改良事業	大内ダム 由利本荘市	県
河川砂防課	防災・安全交付金・個別補助事業	公共堰堤改良事業	鎧畑ダム 仙北市	県
河川砂防課	防災・安全交付金・個別補助事業	公共堰堤改良事業	協和ダム 大仙市	県
河川砂防課	防災・安全交付金・個別補助事業	公共堰堤改良事業	大松川ダム 横手市	県
河川砂防課	防災・安全交付金・個別補助事業	公共堰堤改良事業	皆瀬ダム 湯沢市	県
河川砂防課	防災・安全交付金・個別補助事業	公共堰堤改良事業	板戸ダム 湯沢市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	海岸防災対策事業	本荘海岸 由利本荘市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	海岸防災対策事業	天王海岸 潟上市	県
河川砂防課	個別補助事業	海岸防災対策事業	脇本・船越 男鹿市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	通常砂防事業	沼山沢川 横手市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	通常砂防事業	滝ノ沢2他3溪流 由利本荘市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	通常砂防事業	白山川 秋田市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	通常砂防事業	浅田沢2 由利本荘市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	通常砂防事業	館ノ下沢 大館市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	通常砂防事業	水上沢 横手市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	通常砂防事業	湯ノ沢ノ沢 美郷町	県
河川砂防課	防災・安全交付金	通常砂防事業	三吉沢 美郷町	県
河川砂防課	防災・安全交付金	通常砂防事業	寺沢沢 秋田市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	通常砂防事業	寺ノ沢5 北秋田市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	通常砂防事業	上北手荒巻沢 秋田市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	通常砂防事業	松木田沢 大仙市	県

課室名	対象交付金等	個別事業名（予算上の事業名等）	事業箇所等	実施主体
河川砂防課	防災・安全交付金	通常砂防事業	荒屋敷沢 仙北市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	通常砂防事業	土砂洪水氾濫危険調査 全県	県
河川砂防課	防災・安全交付金	火山砂防事業	寺田川 湯沢市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	火山砂防事業	東鮎川沢3 由利本荘市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	火山噴火緊急減災対策事業	鳥海山 にかほ市ほか	県
河川砂防課	防災・安全交付金	火山噴火緊急減災対策事業	秋田焼山 鹿角市ほか	県
河川砂防課	個別補助事業	地すべり対策事業	小渕 北秋田市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	地すべり対策事業	神成 北秋田市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	急傾斜地崩壊対策事業	愛宕 横手市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	総合流域防災事業（情報基盤）	雄物川圏域	県
河川砂防課	防災・安全交付金	総合流域防災事業（情報基盤）	米代川圏域	県
河川砂防課	防災・安全交付金	総合流域防災事業（情報基盤）	子吉川圏域	県
河川砂防課	防災・安全交付金	総合流域防災事業（長寿命化計画）	雄物川圏域	県
河川砂防課	防災・安全交付金	総合流域防災事業（長寿命化計画）	米代川圏域	県
河川砂防課	防災・安全交付金	総合流域防災事業（長寿命化計画）	子吉川圏域	県
河川砂防課	防災・安全交付金	通常砂防事業	土砂災害警戒区域周知施設整備 秋田県内	県
河川砂防課	防災・安全交付金	砂防関係基礎調査事業	米代川圏域	県
河川砂防課	防災・安全交付金	砂防関係基礎調査事業	雄物川圏域	県
河川砂防課	防災・安全交付金	砂防関係基礎調査事業	子吉川圏域	県
河川砂防課	防災・安全交付金	火山噴火緊急減災対策事業	十和田 鹿角市ほか	県
河川砂防課	防災・安全交付金	火山噴火緊急減災対策事業	栗駒山 東成瀬村ほか	県
河川砂防課	防災・安全交付金	通常砂防事業	上大部沢 秋田市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	通常砂防事業	愛宕町沢2 湯沢市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	通常砂防事業	上杉ノ沢 仙北市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	通常砂防事業	開沢 湯沢市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	通常砂防事業	二夕子沢沢1 秋田市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	通常砂防事業	中山沢 秋田市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	通常砂防事業	下宿沢 湯沢市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	通常砂防事業	米内沢2 北秋田市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	火山砂防事業	孫七山沢 由利本荘市	県

課室名	対象交付金等	個別事業名（予算上の事業名等）	事業箇所等	実施主体
河川砂防課	個別補助事業	砂防メンテナンス事業	秋田県内	県
河川砂防課	防災・安全交付金	通常砂防事業	高岨沢 大館市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	通常砂防事業	寺沢・芽沢他 湯沢市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	通常砂防事業	鳥谷場沢川 藤里町	県
河川砂防課	防災・安全交付金	通常砂防事業	藤代沢 1 由利本荘市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	通常砂防事業	勇ヶ岡 湯沢市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	通常砂防事業	岡村沢 秋田市	県
河川砂防課	防災・安全交付金	急傾斜地崩壊対策事業	竜巻 由利本荘市	県
港湾空港課	防災・安全交付金	統合補助改修事業	船川港 津波避難施設	県
港湾空港課	防災・安全交付金	統合補助改修事業	船川港 航路泊地（-7.5m）	県
港湾空港課	防災・安全交付金	統合補助改修事業	船川港 航路泊地（-10m）	県
港湾空港課	防災・安全交付金	統合補助改修事業	秋田港 向浜橋	県
港湾空港課	社会資本整備総合交付金	重要港湾改修事業	秋田港飯島岸壁	県
港湾空港課	社会資本整備総合交付金	重要港湾改修事業	秋田港本港緑地	県
港湾空港課	港湾メンテナンス事業	統合補助改修事業	秋田港 臨港道路1号線補修	県
港湾空港課	港湾メンテナンス事業	統合補助改修事業	秋田港 臨港道路13号線補修	県
港湾空港課	防災・安全交付金	統合補助改修事業	船川港 第二船入場防波堤	県
港湾空港課	防災・安全交付金	統合補助改修事業	能代港 航路（-7.5m）	県
港湾空港課	港湾メンテナンス事業	統合補助改修事業	能代港 岸壁（-13m）	県
港湾空港課	防災・安全交付金	統合補助改修事業	能代港 物揚場（-2m）	県
港湾空港課	防災・安全交付金	統合補助改修事業	能代港 泊地護岸（-10m）	県
港湾空港課	防災・安全交付金	統合補助改修事業	秋田港 波除堤	県
港湾空港課	防災・安全交付金	統合補助改修事業	秋田港 大浜1・2号岸壁（-4.5m）	県
港湾空港課	防災・安全交付金	統合補助改修事業	秋田港 津波避難施設	県
港湾空港課	防災・安全交付金	統合補助改修事業	秋田港 寺内地区ほか岸壁及び護岸	県
港湾空港課	防災・安全交付金	統合補助改修事業	船川港 船川防波堤	県
港湾空港課	防災・安全交付金	統合補助改修事業	船川港 金川防波堤	県
港湾空港課	防災・安全交付金	統合補助改修事業	船川港 羽立地区防波堤	県
港湾空港課	防災・安全交付金	統合補助改修事業	船川港 金川船揚場	県
港湾空港課	港湾メンテナンス事業	統合補助改修事業	船川港 臨港道路舗装	県

課室名	対象交付金等	個別事業名（予算上の事業名等）	事業箇所等	実施主体
港湾空港課	港湾メンテナンス事業	統合補助改修事業	能代港 臨港道路舗装	県
港湾空港課	防災・安全交付金	統合補助改修事業	能代港 岸壁（-5m）	県
港湾空港課	防災・安全交付金	統合補助改修事業	能代港 泊地（-2m）波除堤東側	県
港湾空港課	防災・安全交付金	統合補助改修事業	能代港 縮切防波堤	県
港湾空港課	防災・安全交付金	統合補助改修事業	戸賀港 臨港道路舗装	県
港湾空港課	防災・安全交付金	海岸侵食・高潮対策事業（港湾）	秋田港海岸 漂流物防止施設	県
港湾空港課	防災・安全交付金	海岸侵食・高潮対策事業（港湾）	船川港海岸 漂流物防止施設	県
港湾空港課	防災・安全交付金	重要港湾改修事業	能代港 北防波堤	県
港湾空港課	防災・安全交付金	統合補助改修事業	秋田港新港大橋	県
港湾空港課	防災・安全交付金	統合補助改修事業	船川港羽立泊地	県
港湾空港課	防災・安全交付金	統合補助改修事業	秋田港向浜-7.5m2号岸壁(改良)	県
港湾空港課	港湾メンテナンス事業	重要港湾改修事業	秋田港北ふ頭B岸壁	県
港湾空港課	港湾メンテナンス事業	重要港湾改修事業	秋田港南ふ頭C岸壁	県
港湾空港課	港湾メンテナンス事業	重要港湾改修事業	船川港岸壁(-10m)	県
港湾空港課	港湾メンテナンス事業	統合補助改修事業	本荘港防砂堤	県
港湾空港課	空港整備事業	空港整備事業	秋田空港	県
港湾空港課	空港整備事業	空港整備事業	大館能代空港	県

部局等名： 県警察本部				
課室名	対象交付金等	個別事業名（予算上の事業名等）	事業箇所等	実施主体
県警察本部 会計課	都道府県警察施設整備費補助金（警察施設整備関係）（庁舎等整備事業）	大館警察署改築事業	大館市（大館警察署）	県
県警察本部 交通規制課	特定交通安全施設等整備事業に係る補助金（災害に備えた交通安全施設等の整備事業）	交通管制、信号機改良・新設・移設、道路標示	秋田市ほか	県
県警察本部 交通規制課	特定交通安全施設等整備事業に係る補助金（災害に備えた交通安全施設等の整備事業）	交通管制、信号機改良・新設・移設、道路標示	秋田市ほか	県

秋田県防災・減災・県土強靱化計画
(令和8年3月)

秋田県総務部総合防災課

〒010-8572

秋田県秋田市山王三丁目1番1号

TEL 018(860)4505

FAX 018(824)1190
